

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (2)			
日 時	平成 25 年 9 月 30 日 (月)	開 議	午後 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 06 分
場 所	第 1 委員会室 (書類審査) 及び第 2 委員会室 (総括質疑)		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、秋元副委員長、中村・川畑・松田・酒井・ 佐々木 (秩)・新谷・山田各委員		
説 明 員	市長、菊池・佐々木両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、総務部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました濱本でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いいたしたいと思います。

なお、副委員長には秋元委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、松田委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中島委員が新谷委員に交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎港内の水難事故と救命用具について

小樽港の港内の水難事故と救命用具について質問させていただきます。

最初に、消防本部に伺いますけれども、港内の水難事故で、平成22年度以降、直近、25年9月までに小樽港湾内の水難事故に消防が出動した件数についてお知らせください。

○(消防) 警防課長

小樽港湾内の水難事故に消防が出動した件数についてのお尋ねでございますが、各年とも1月から12月までの集計となっております。平成22年は10件、23年は12件、24年は13件、本年は9月25日までに14件の出動となっております。

○川畑委員

小樽の港湾の中で水難事故が起こった場合に、全て救助の出動依頼が消防にあるのでしょうか。

○(消防) 警防課長

小樽港湾内で発生した水難事故の救助要請についてでありますけれども、消防への救助や救急の要請は、通報する市民や要請する関係機関が、消防、救助や救急活動が必要か否かの判断によりますので、全ての水難事故で消防に出動要請があるわけではありません。

○川畑委員

全てではないけれども、消防に連絡が来て救助に出たのが、先ほど示していただいた件数だということで捉えていいのですね。

○(消防) 警防課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

引き続き、救命用具の件について質問させていただきます。

港湾の中には救命用具箱が設置されていると思います。私も見てきたところなのですが、設置されている臨海公園や埠頭の名前について、救命用具の箱を設置している数もあわせて聞かせていただけないでしょうか。

○(産業港湾) 管理課長

港内の救命具の設置されている箇所、また、その場所についての御質問かと思えます。築港臨海公園、勝納ふ頭や中央ふ頭、港町ふ頭、第 2 号ふ頭、第 3 号ふ頭などに設置されておまして、総数では 20 か所となります。

○川畑委員

この救命具の設置については、法律上決められているのでしょうか。

○(産業港湾) 管理課長

法律での定めでございますが、少し長いのですが、港湾の施設の技術上の基準を定める省令というものの中で、「係留施設に関し必要な事項」というのが第 34 条で定められております。条文を読みますが、「この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の係留施設の要求性能に関し必要な事項は、告示で定める」となっております。

その告示の内容でございます。告示の第 62 条で、「総トン数が五百トン以上の旅客船の利用に供する係留施設において、人の安全を確保できるよう、必要に応じて、適切な救命設備が常備されている」とあります。

○川畑委員

救命用具の箱の中にはどのようなものが設置されているのか説明してください。

○(産業港湾) 管理課長

現在、縄ばしごと浮環、浮き輪の小型のものですが、そうなっております。

○川畑委員

要するに、埠頭の岸壁の高さに合わせて縄ばしごと、救命用の浮き輪が置かれているということなのですね。

それで、設置されている救命用具の箱で、未整備となっている収納物と未整備の箇所について聞かせていただけますか。

○(産業港湾) 管理課長

先ほど申し上げましたとおり 20 か所あるのですが、このうち縄ばしごがない箇所が 2 か所、浮環がないところが 3 か所でありましたが、浮環については在庫がございましたので、既に対応を行いました。現在、浮環については 20 か所全てに設置となっております。

○川畑委員

早速の整備、ありがとうございます。実は市民から要望があって、整備すべきではないかという話があったものですから、取り上げさせていただいたわけです。

それで、救命用具の箱に用意されたものが未整備となった理由というか、なぜそういう未整備になったのか、わかる範囲で結構ですけれども、聞かせていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

残念ながら詳細については把握できておりませんが、盗難に遭ったものと考えられます。

○川畑委員

非常に残念な結果だと思うのですが、設置に当たっては、港湾施設管理費の防災対策資材購入費に計上されていると思います。平成24年度決算では16万7,000円くらいになっていました。この内訳について聞かせていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

防災対策資材購入費約16万7,000円の内訳でございますけれども、オイル吸着マット、海上のオイルを吸うマットになるのですが、これが約6万4,000円、そしてオイルフェンス、浮いている油を閉じ込めるものですが、これが約10万3,000円、合計で約16万7,000円となっております。

○川畑委員

防災対策資材購入費はこれで終わってしまうわけです。

それで、現在ある救命具を納入している箱は、私が見てきた中では、コンパネでつくられていました。中には、ペンキがほとんど剥げ落ちているものもあり、救命具の箱だと気づかれないような状態にもなっていると思います。緊急時に対応できないのではないかと思いますのですが、いつごろ、どのようにしてつくられたものか、わかる範囲で聞かせていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

約10年前、平成13年ぐらいになるのですが、前後の話でございますが、ひき船作業を直営で行っていたころ、当時の職員が原材料を購入いたしまして、箱と縄ばしごを製作したと聞いております。浮環については、当時購入されたものと思われる。

○川畑委員

私の見た中では、縄ばしごもつくられたというのは驚きなのですが、立派な縄ばしごだったと思います。

それで、専用の救命具箱は市販されているものかどうか、一つお聞きしたいと思います。

それと、救命具を新たに1か所設置するとした場合に、費用はどれくらい必要になるのか、これまで救命具設置あるいは整備のための予算は計上されていないのかどうか、その辺もあわせてお願いします。

○（産業港湾）管理課長

箱についての御質問ですが、現在、既製品というのは、ちょっと見当たらないと考えています。製作を行おうとすると、類似の製品から考えまして、1万円程度かかるかと思います。

ほかに設置するものとしては、縄ばしごが6,000円ぐらい、浮環が8,000円ぐらいで、全部でおおむね2万4,000円程度かと思いますが、整備に係る予算については、先ほど言った平成13年度からは計上されていないというところがございます。

○川畑委員

少ない予算の中でほとんど計上されていないという状況なのですが、港湾作業での事故対策としても、救命具は必要なものではないかと思っています。予算計上が困難なようではありますが、現在、使用されている救命具を入れている箱の塗り替え、あるいは未整備の縄ばしごや浮環の整備が必要だと思うのですが、今後の対処

については、どのように考えておられるか聞かせていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

色あせている箱の塗装関係でございますが、職員がその他の看板なども色塗りをしているところがございますので、その部分については、補修、塗装などを行っていききたいと思います。

また、2か所の縄ばしごについても、予算計上という形ではないですが、適切に管理していききたいと思います。

○川畑委員

ほんの小さなものですが、人命を救助できる要素にもなると思いますので、この辺についても、今後、御協力いただいて整備していただきたいと思っております。

○新谷委員

最初に、財政問題について伺います。

◎市税について

市長は、提案説明のときに、必ずと言っていいぐらいに、市税収入の落ち込みということをお話されます。それで、小樽市の財政の概況に従って質問いたしますけれども、市税収入がずっと、平成19年度、20年度を除いて落ち込んでいるわけですが、19年度、20年度は上がった理由と、その後ずっと落ち込んでおりますけれども、課税対象者数や課税対象額がどのように変化しているのかをお示しください。

○（財政）税務長

市税の平成15年度からの推移でございますけれども、まずこの中で、今委員からございました19年度と20年度は、市税の全体額が決算数値では前年度より上がっておりますが、19年度につきましては、18年度の税制改正によりまして国から地方へ税源が移譲された、所得税から住民税に税源が移譲されたというような状況がございます。また、19年度につきましては、10年度以降、定率減税等が行われておりましたけれども、それが19年度に廃止になっているというのも一つの要因であります。

それと、20年度につきましては、個人住民税ではなく、収入が増えているところでいきますと、法人の部分が増えております。これについては、この時期に郵政民営化がありましたので、その影響ではなかろうかと思っております。

あと、15年度以降の傾向等でございますけれども、まず個人市民税で、均等割と所得割を合わせた納税義務者数の比較では、15年度が5万9,423人、24年度が5万6,040人ということで、3,300人ほど減少しております。また、課税標準の関係でございますけれども、15年度は課税標準額が、税をかける基になります。922億8,700万円ほどございました。これが24年度では747億3,000万円ほどとなりますので、175億5,700万円ぐらい減っています。これらが個人住民税に影響する、税額にはね返ってくるという状況です。

あと、法人市民税につきましては、そのときの景気の動向によって法人税割額の増減が非常に大きいです。一方、均等割額は全ての法人に払っていただかなければなりません。その均等割額を払う法人数が15年度341法人ありましたけれども、24年度は294法人ということで、47法人減っているという事情があります。

○新谷委員

今、聞いたとおり、かなり厳しい事態になっているということで、税収の落ち込みということがわかりました。平成19年度、20年度の税収増は、実質市民への負担になって、高齢者などは雪だるま式に負担が増えたということで、私たちもこういう問題があるということで指摘してきたところです。

次に、固定資産税・都市計画税ですけれども、11年のマイカル小樽開業によって12年度は増収になっておりますが、12年度をピークにどんどん落ち込んでいます。12年度は約88億7,300万円でしたが、24年度はそれに比べて約24億3,100万円も落ち込んでおります。この年々落ち込んでいる原因をどのように捉えておりますか。

○（財政）資産税課長

固定資産税・都市計画税なのですが、理由的には同じなのですが、賦課する立場からいきますと、土地につきましても、毎年地価が下落していること、家屋につきましても、家屋の新增築件数が平成12年度で約620件あったのですが、24年度では約270件ということで、約350件も減少していること、それと、もっと大きなこととして、3年ごとに評価替えがあるのですが、評価替えの年度に経過年数ということで率が下がるのですが、そのほかに再建築費評点補正率があるのですが、これが毎年度下がっておりまして、この二つが重なると、24年度も5億円ぐらい落ちるといって、主にそういうことが落ちる原因となっております。

○新谷委員

固定資産税・都市計画税についても、課税対象の価格が下がっている、地価の下落ということもありますけれども、課税対象が少なくなっているということでは大変厳しい状況ではないかと思えます。

それで、小樽市の財政が出ていますけれども、そこから質問いたします。

滞納繰越分について、平成22年度から24年度までの3年間分が出ておりますけれども、市民税と固定資産税・都市計画税の22年度と24年度の差をそれぞれお聞かせください。

○（財政）納税課長

市税状況調におきまして、滞納繰越分の部分で、市民税の調定額につきましては、平成22年度が約4億8,900万円、23年度が約4億5,900万円、24年度が約4億5,000万円と減少傾向にあります。

固定資産税の調定額につきましては、22年度が約28億円、23年度が約29億8,000万円、24年度が約32億6,000万円と増加傾向にあります。

都市計画税の調定額につきましても、22年度が約6億600万円、23年度が約6億4,100万円、24年度が約7億1,000万円と上昇傾向にあります。

（「差、差額」と呼ぶ者あり）

○委員長

差額、年度ごとの差額。

（「違う、平成24年度と22年度の」と呼ぶ者あり）

○（財政）納税課長

平成24年度と22年度の滞納繰越分の差額につきましては、市民税については、約3,900万円減少しております。

固定資産税につきましては、約4億6,000万円増えております。

都市計画税につきましては、約1億400万円増えている状況にあります。

○新谷委員

徴収率はどうでしょうか。市民税、固定資産税、都市計画税、それぞれで説明してください。

○（財政）納税課長

市民税につきましては、平成22年度が31.1パーセント、23年度が27.2パーセント、24年度が28.6パーセントと、22年度、23年度は若干落ちてきている状況になっておりましたが、24年度は若干上昇に転じております。

固定資産税につきましては、22年度が10.9パーセント、23年度が7.0パーセント、24年度が4.6パーセントと、こちらは減少傾向にあります。

都市計画税につきましても、22年度が11.5パーセント、23年度が5.9パーセント、24年度が4.8パーセントと、こちらも減少傾向にあります。

○新谷委員

市民税については大体維持していると、少し下がっていますけれども。一方、固定資産税、都市計画税については半分以下に落ち込んでおりますが、この理由はどういうことでしょうか。

○（財政）納税課長

固定資産税及び都市計画税の徴収率が低下している要因についてなのですが、固定資産税及び都市計画税につきましては、ほかの市税、個人市民税や法人市民税のように、所得状況に応じて課税されるものではなく、あくまでも土地、建物などの資産に対して課税される形になります。よって、ここ数年間の長引く不況の影響などによる企業業績の悪化や個人所得の落ち込みなどを理由として、全体として税を納めなければいけない金額のうち固定資産税及び都市計画税の占める割合がどうしても高くなっていくものですから、納付がなかなか進んでいない状況にあります。その結果、固定資産税及び都市計画税の部分について、徴収率が減少しているということになっていると考えております。

○新谷委員

代表質問のときにも言ったのですが、固定資産税・都市計画税の滞納繰越分が大きくなっていることについては、今、話もありましたが、その中でもウイングベイ小樽、OBCの滞納が一番大きな原因になっているのではないかと思います。納税計画を出してもらっているということでしたけれども、新たな進展はないのでしょうか。

○（財政）納税課長

OBCとの納税交渉の部分なのですが、現在も納税計画の提出を求めながら、経営状況を逐次把握するという形で交渉を進めさせていただいております。必ず月1回ないし2回、担当の方にこちらにも来ていただきながら、収納に向けて協議しているという現状にあります。

○新谷委員

毎回聞いてもなかなか厳しい状況です。引き続き経営努力をしてもらって頑張っていただきたいと思います。

次に、固定資産税にかかわってなのですが、小樽市では、企業立地促進のため、工場や建物、償却資産などについて、新設、増設する場合に、条件に合えば減免する制度を設けています。3年間で聞きます。平成22年度、23年度、24年度でどのぐらいの減免をしていたのでしょうか。

○（財政）資産税課長

平成22年度が約3,965万5,000円、23年度が2,064万7,000円、24年度が431万6,000円です。

○新谷委員

企業立地促進条例が今年改正されて、3年間課税免除になりますけれども、この措置によって、新たに小樽市に進出した企業はあるのでしょうか。

○（産業港湾）荒木主幹

今、御質問の条例改正によって新たに進出した企業についてということでございますけれども、本年3月の経済常任委員会でも報告させていただきましたが、既に立地企業でありますけれども、石狩湾新港小樽市域の銭函5丁目におきまして、横浜冷凍株式会社が新たな冷蔵・冷凍倉庫の建設を決定しまして、この4月に着工しております。4月の起工式の際に市長も出席しましたが、この起工式におきまして横浜冷凍の社長が、この条例改正について、2年から3年ということもありますが、この条例改正が少なからず追い風になっているという話がございました。

それと、もう一つでありますけれども、同じく銭函5丁目地域におきまして、北海道漁業協同組合連合会、ぎょれんでございますが、こちらについても新たな工場の建設、増設でありますけれども、増設ということで、この9月に着工いたしました。本年3月に市長が札幌の本所に直接出向いておりますけれども、その際、増設場所の選択におきましては、少なからず今回のこういった増設という新しいメニューも加えておりますので、こういった効果があったものということで認識しております。

○新谷委員

進出した企業はないのですか。横浜冷凍がそうなのですか。

○（産業港湾）荒木主幹

横浜冷凍も、ぎよれんも、石狩湾新港小樽市域に既に立地している企業でありますので、新たに市外からといいますか、進出した企業ということではございません。

○新谷委員

◎地方交付税について

次に、普通交付税についてです。

小樽市の財政で、平成15年度から24年度まで載っていますけれども、これについて伺います。この中で、16年度から18年度までにおいては、小泉構造改革の三位一体の改革で大きく交付税が減らされているわけですが、同じように一般会計に占める割合をお知らせください。

○（財政）財政課長

普通交付税と臨時財政対策債を足した形が実質的な交付税になりますので、その数字での割合を示します。

平成15年度で27.1パーセント、16年度で24.7パーセント、17年度で25.8パーセント、18年度で25.6パーセント、19年度で27.6パーセント、20年度で27.4パーセント、21年度で28.3パーセント、22年度で30.9パーセント、23年度で30.1パーセント、24年度、昨年度で31.6パーセントとなっております。

○新谷委員

今、市税、それから普通交付税についてお聞きしましたけれども、やはり市税の収入状況が非常に厳しいということが改めて浮き彫りになりました。こういう小樽市などでは、やはり地方交付税に頼らざるを得ない状況があります。これまでも、地方交付税が三位一体の改革で大きく減らされたときは、全国市長会などで交付税の充実を迫りましたし、今年度、地方公務員給与の削減の関係で地方交付税が削減されるといったときも、緊急の反対のアピールを出しております。こういうことで、小樽市も新しい立地企業などに対して課税免除を行っていますが、実際に進出した企業はなく、本当に厳しい状況だということがわかりますけれども、地方交付税について、今年度の削減は今年度限りとは言っておりますが、来年度どうなるかわかりませんし、改めて地方交付税をもっと配分してもらうように強く要望していただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○（財政）財政課長

交付税につきましては、先ほど委員からありましたけれども、給与削減につきましては、基本的には今年度限りという話ですが、それについても、今年度限りだという形は、全国市長会等を通じてきちんと要望させていただいております。今、私どもが一番気になっているのは、骨太の方針の中で、今まで歳出の特別枠で加算されていた分がどうなるのかで、これを平常時に戻すというような方針が出ております。これが本当に削減になったり算定方法が変わったりすれば、本市の歳入でも交付税に影響される部分が非常に多くありますので、この辺は極力影響の出ないように、極論を言いますと、そういうことのないようにという形で、私たちとしては強く要望していきたいと考えております。

○新谷委員

よろしく申し上げます。

◎不用額について

次に、不用額について若干伺います。

平成15年度から24年度分についてお聞きします。それぞれ一般会計に対する歳出不用額は何パーセントで推移しているか、15年度からお示してください。

○（財政）財政課長

不用額の割合でございますけれども、平成15年度が2.9パーセント、16年度が2.6パーセント、17年度が2.2パーセント、18年度が2.8パーセント、19年度が2.7パーセント、20年度が2.6パーセント、21年度が3.6パーセント、22年

度が3.3パーセント、23年度が3.5パーセント、24年度が3.5パーセントとなっております。

○新谷委員

この点も代表質問で聞きましたけれども、前は財政状況が厳しい中、2パーセント台で推移しておりましたが、この何年間かは3パーセント台で推移しております。聞けば違うと言うのですけれども、これを目標にして、なるべくお金を使わないように、節約するのは当然ですが、各課でそういう申合せになっているのではないのですか。

○（財政）財政課長

本会議で市長からも答弁させていただきましたけれども、不用額はあくまでも事業を執行している中での結果として生じるものでございまして、決して何パーセントを維持する、一定割合を残させるという形にはしておりません。

○新谷委員

しかし、前に図書館の予算の質問について正直に答えていらっしゃいましたよ。なるべくお金を使わないようにということで新しい本を買わなかったと答えておりましたけれども、そういうことはないのですか。

○（財政）財政課長

確かに、平成19年度に、下半期の執行方針の中で、一般財源の10パーセント相当以上を目標にして、予算の執行留保というような取組をしたことはございました。ただ、それもそのときだけでございまして、それ以降はそういう取組をしておりませんので、基本的に、今、出ている不用額は、あくまでも事業を執行していく中で生じたもの、あるいは最小の費用で最大の効果を得るという結果として生じてきたものでございます。

○新谷委員

不用額の問題については、引き続き別なときに聞いていきますけれども、平成19年度は特別だったということですが、市民のためになるべく使っていたきたいと思います。

◎生活保護基準に係る各種減免制度について

次に、生活保護基準を基にした市の減免制度について、出していただきました資料に基づいて、予算及び自治基本条例特別委員会のときのようにまとめてお答えいただきたいのですけれども、平成25年度の7月まで出していただきましたが、24年度の各部の申請状況、8月以降どのぐらいになっているのかお示してください。

○（財政）税務長

今ございました平成24年度の8月以降の実績ということで、申請状況について、私からは、個人住民税と固定資産税・都市計画税を含めて答弁させていただきますけれども、個人住民税につきましては、24年8月以降、申請はございません。固定資産税・都市計画税につきましては2件ございます。

○（福祉）子育て支援課長

私からは、保育費負担金、助産費負担金、母子保護費負担金の平成24年8月以降の分について申し上げます。保育費負担金につきましては2件でございます。助産費負担金、母子保護費負担金についてはゼロ件でございます。

○（医療保険）介護保険課長

私からは、小樽市介護保険訪問介護利用者負担助成事業と介護保険料の独自減免制度について説明させていただきます。

まず、訪問介護利用者負担助成事業でございますが、8月から3月までで360件、介護保険料の独自減免につきましては75件となっております。

○（福祉）地域福祉課長

私からは、成年後見制度利用支援事業についての状況を説明させていただきます。

8月から3月までの件数、申請件数につきましては16件、措置につきましては同数の16件となっております。

○（医療保険）国保年金課長

私からは、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予と、その下の国民年金申請免除制度について答弁させていただきます。

両方とも 8 月から 3 月までの実績はゼロ件でございます。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

私からは、47 番、後期高齢者医療制度についてですけれども、こちらは一部負担金減免制度の小樽市分でございますが、平成 24 年 8 月から 3 月までの件数、実績はございません。

○（教育）学校教育課長

私からは、48 番、就学援助費、49 番、特別支援教育就学奨励費について答弁いたします。

まず、就学援助費につきましては、8 月以降 61 人、特別支援教育就学奨励費につきましては、8 月以降 10 人でございます。

○（建設）小林主幹

私からは、特定目的住宅の申込要件の一つであります低所得者の措置件数について説明いたします。

8 月から 3 月までの措置件数は 3 件でございます。それと、減免措置件数につきましては 360 件でございます。

○新谷委員

平成 24 年度の実績を聞きましたが、8 月以降ないところもありますけれども、多いところでは、訪問介護利用者負担助成事業の 360 件、それから就学援助、これは国の制度ですからいいとしても、新基準でやるところですね、大変多くなっております。

その前にお聞きしたいのですが、固定資産税・都市計画税の減免が非常に多いのですが、これはどういう中身なのでしょうか。

○（財政）資産税課長

固定資産税の中身につきましては、小樽市税条例第 48 条の基準でやっているのですけれども、この中で、資料に出した中では、公衆浴場や各種学校、町会、消防団の固定資産で、あとは火災等に遭った場合、罹災した場合の減免等があります。

○新谷委員

個人住民税についても平成 22 年度、23 年度、24 年度、減免があります。それについてお知らせください。

○（財政）税務長

個人住民税の関係でございますけれども、実績の部分につきましては、ここに書かれている部分につきましては、学生、生徒の部分、それと東日本大震災の関係での減免、このような状況になっております。

○新谷委員

固定資産税については、個人の生活というよりも、施設といったところにかかっている部分ということでわかりました。

それで、予算及び自治基本条例特別委員会では、この前の時点では、特に影響はないということでしたけれども、お聞きしたように、昨年度のことを考えますと、これから申請する人が出てくると考えられます。今後、新基準で判断すると、わずかに収入が多いことで受けられないことが出てくるのではないかと思います。ここでお聞きしますけれども、生活保護基準で 70 歳の単身、それから夫婦の場合、幾らで、それから幾ら下がったのか、その点についてお示してください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護を受けている 70 歳以上の単身と夫婦で幾ら変わったかということですが、モデルケースの場合で説明させていただきます。70 歳以上の世帯の生活扶助と住宅扶助の合計ということで試算したモデルケースの場合

ですけれども、70歳以上で平成25年7月の段階では9万7,950円でした。これが基準改定の25年8月では9万6,820円となりますので、1,130円減額となっております。また、70歳以上の夫婦の場合ですけれども、こちらは25年7月の段階で13万9,600円、これが8月では13万7,630円となりますので、1,970円減額となっております。

○新谷委員

今お聞きしました単身、それから夫婦のモデルケースの場合ですけれども、この1,130円、1,970円、2,000円くらいのことで減免制度から外れるということも十分考えられるわけです。そういうことで、本当に生活保護、最低生活あるいはそれに準じる方々を助けるための制度としているわけですけれども、ぜひ、予算及び自治基本条例特別委員会ではできないと言われましたが、旧基準で実施していただきたいと思うのです。

それで、平成21年度、22年度、23年度と、過去の実績を見ましても、例えば訪問介護利用者負担助成事業については、24年度83万7,260円でした。それから成年後見制度利用支援については、24年度269万円でした。このぐらいの予算でできるわけです。何千万円もかかっているというわけではありません。この程度で助けることができるわけですから、ぜひ旧基準で実施していただきたいと思っておりますけれども、その前に、旧基準で実施している自治体には、全道10万市で、どういうところがあるのかお知らせください。

○（財政）柴田主幹

各制度におきまして、旧基準で実施している自治体についてでございますが、主なものを申し上げます。

保育費負担金でいきますと、旧基準を使っておりますのは、札幌市ほか4市となっております。助産費負担金、母子保護費負担金の部分については、全ての市が新基準で行っております。あと、介護保険訪問介護利用者負担助成の部分につきましては、旭川市ほか1市が旧基準を使っております。介護保険料の独自減免制度につきましては、旭川市ほか3市が旧基準、その他、市営住宅家賃減免でいきますと、旧基準を使っていますのは、旭川市ほか5市という状況となっております。

○新谷委員

成年後見制度利用支援については調べていませんか。

○（財政）柴田主幹

成年後見制度利用支援事業につきましては、本市の独自基準減免でありまして、他市では同じような制度がないというふうに聞いております。

○新谷委員

今お聞きしましたように、他市ではやっていない事業も、小樽市は市民のために頑張ってやっているわけです。それで、助産費負担金、それから母子保護費負担金については、特に新基準でも影響がないということを前に聞いておりますから、このように新基準でやっているところは多いと思うのですけれども、ほかにも結構頑張って旧基準でやっているところがあるということがわかりました。特に旭川市では、いろいろと旧基準でやっているということがわかりましたけれども、先ほども言いましたように、介護保険訪問介護利用者負担助成、それから成年後見制度利用支援、保育費負担金の減免、これも昨年度はたったの22万8,100円でした、成年後見制度利用支援は269万円ですからやや多いですけれども、本当に100万円に満たない、それほど多い予算額でないわけです。その程度でしたら、なぜ旧基準でできないのか、その辺はどうなのですか。

○（財政）柴田主幹

生活保護基準を基にした減免や給付の制度についてでございますが、予算及び自治基本条例特別委員会でも答弁させていただきましたけれども、もともと生活保護基準を基にして実施する制度でございます。その基準を使うということでは考え方を变えているわけではございませんので、このままこういったことで実施していきたいということと考えておりますし、どこかで基準の線を引かなければならないということでございます。いつまでも旧基準のままいけるかという、そういうことでもないというふうに考えておりますので、基準が変わった時点で、それ

に合わせていくといったことで、統一して考えていきたいと考えております。

○新谷委員

前と同じ答弁をいただきましたけれども、何回も繰り返します。最低生活、それに準じて暮らしている市民に対して、大変冷たいことをしているのです。来年、再来年と、また生活保護基準が下がって、またそれに合わせるとなったら、せつかくのこれらの制度を利用できない人がもっと出てくるわけです。今年度はこういう途中で新基準にするということが私たちに何も知らされなかったわけですが、今年度予算は旧基準のままです。今年度はこういう途中で新基準にするということが私たちに何も知らされなかったわけですが、今年度予算は旧基準のままです。今年度はこういう途中で新基準にするということが私たちに何も知らされなかったわけですが、今年度予算は旧基準のままです。今年度はこういう途中で新基準にするということが私たちに何も知らされなかったわけですが、今年度予算は旧基準のままです。

◎鳥獣被害について

それから、鳥獣被害について一つだけ伺います。厚生常任委員会所管事項の部分は、またあさって聞けますので、農業被害について聞いておきます。

昨年度から今年度にかけて、タヌキ、キツネ、熊、カラスなどの鳥獣被害を聞いておりますけれども、農業被害はどのように出ているのかお知らせください。

○（産業港湾）農政課長

農業被害につきましてですが、これは被害に遭った農家に行きまして、金額については自己申告というか被害者からの聞き取りで求めた金額でございます。平成22年度15件27万円、23年度15件29万円、24年度32件85万円と、最近、被害額が増えております。主なものとして、畑の踏み荒らしや、トウモロコシ、キャベツ、イチゴ、プラム、カボチャといったものの食い荒らしということが被害となっております。

○新谷委員

それに対してどのような対応をしているのか、それを聞いて終わります。

○（産業港湾）農政課長

対策についてでございますが、昨年9月28日に小樽市鳥獣被害対策実施隊、これは市の非常勤職員で構成されま
すけれども、それを設置しております。それと同時に小樽市鳥獣被害防止計画を作成しております。捕獲費用に
ついて、市独自では予算45万円を計上しております。それから、鳥獣被害防止総合対策交付金として、国からの交
付金120万円程度が出まして、今、大型ドラム缶、これは熊の捕獲用なのですが、それを二つつくる予定でおります。
それから、小動物の捕獲おり10、くくりわな10を新たに今年度購入する予定でございます。それから、鳥獣被害防
止緊急捕獲等対策ということで、今年度、来年度、再来年度、毎年度80頭分、エゾシカ対策ということで、1頭当
たり8,000円の見込みで3年間ということでございますので、毎年度64万円を3年間いただいてエゾシカの対策に当
たろうと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

今日は1点だけ確認してきたいと思います。

◎おたる自然の村について

平成24年度の決算説明書の中で、「おたる自然の村」運営事業費ということで記載がありました。こちらの運営
事業費が7,167万5,868円、このうち使用料としてお客様からいただいているのが1,543万8,550円、残りの部分が一
般財源となっております。こちらなのですが、まず過去3年間どのように推移しているのか聞かせていただけませ
うか。

○（産業港湾）農政課長

自然の村の過去 3 年間の決算状況なのですが、平成22年度、運営事業費としまして指定代行業務費も入っておりますけれども、支出につきましては7,337万5,200円、使用料収入については、おこばち山荘のバンガローやテント、宿泊費の収入になっておりまして、それが1,636万7,550円、差し引きますと、一般財源としまして、5,700万7,650円になります。続きまして、23年度、同様に支出につきましては7,239万9,955円、それに対しまして使用料収入が1,557万250円、差し引きますと5,682万9,705円になっております。先ほど言いましたように、24年度につきましては、支出が7,167万5,868円で、収入が委員のおっしゃるとおりの金額になっておりまして1,543万8,550円、差し引きますと5,623万7,318円となっております。

○酒井委員

使用料として利用者からいただいているのが大体千五、六百万円ぐらいだと思います。

そこで確認したいのですが、自然の村を設置した目的、使用目的などを、まず聞かせていただきたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

自然の村の設置の目的ですが、「学童、青少年、都市生活者等に自然と農業に親しむ機会を与え、これらの者の研修及び休養に資するとともに市の農業振興を図るため、自然の村を設置する」となっております。

○酒井委員

この中の「農業振興を図る」という部分があります。また、おたる自然の村条例第4条第3号で「農業者の経営向上に関する事業」とうたわれておりますが、この農業振興に関する部分で、自然の村でどのようなことがされているのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

自然の村で、農家の経営向上という部分ですが、市民体験農園については、今年度で言いますと、121件の申込みで278区画、体験農園で体験してもらっております。あと、パークゴルフ場の横に学童農園がございまして、こちらの利用者数につきましては、平成24年度で730名の児童の方が使われております。それから、しめ縄づくり講習会としまして、517名の参加がございました。それと、農業改良普及センターから技術の方を招きまして、体験農園の中で栽培技術の相談会等を実施しまして、農家の経営向上に当たるというようなことでやっております。

○酒井委員

今、御答弁いただきまして、私の印象としまして、農業振興ということで、いろいろと取り組まれているのだなと感じました。それで、ホームページを見ますと、市民体験農園ということで今年も行われたようですが、ホームページが昨年6月から更新されていなくて、今年やっていたのかなという印象がありました。

○（産業港湾）農政課長

ホームページにつきましては、遅くなったのですが、7月に早急に直すように言って、現在のところ直っております。

○酒井委員

私、今朝見て言わせてもらったのですが、トップページはたぶん直っているのかなと思うのですが、その中身というのでしょうか、上のバナーのところから、メニューのところから入っていくところがあるのですが、そこから入っていくと、最終の更新年月日が市民体験農園で2012年6月、それから学童農園が2012年9月となっているのですが、これはその後、直されたということですか。

○（産業港湾）農政課長

ホームページにつきましては、おたる自然の村公社で更新しておりまして、うちのトップページから入っていくと、少し古い状態のところにとどり着くのだらうと思います。これにつきましては、確認して善処したいと思っております。

○酒井委員

どこから見れば新しいものにたどり着くということなのでしょうか。

○(産業港湾) 農政課長

トップページ自体は独自に自然の村公社で持っておりますので、そちらがどういう関係か、内容的に直近の状態かどうかというのは確認しなければわからないので、確認した上で、更新が遅れているのであれば、更新するように働きかけたいと思っております。また、公社の通信手段、ネットの関係が I S D N なのです。それで、更新に結構手間取っている部分もありまして、それについては改善したいと思っております。

○酒井委員

I S D N はたぶん関係ないと思うので、後でこの更新の部分に関して聞かせていただきたいと思います。

それで、本題に戻っていきたくと思いますが、先ほども言いましたおたる自然の村条例第 4 条第 3 号ですけれども、「農業者の経営向上に関する事業」ということで、先ほど私が聞いた中に経営向上の部分も入っているということで御答弁いただいたのですが、経営向上をする事業というのは、実際にどういうことが行われているのか、もう一度お聞かせいただけますか。

○(産業港湾) 農政課長

経営向上の部分につきましては、栽培技術、例えば肥料をやるときや、土壌の管理といったものを、先ほど言いました普及センターの方が来ておりまして、個別で、こういう作物はこういうふうにするのだよという形で、農業者の方と一緒に畑の中を回りまして、そういったことで改善、普及しているということになります。

○酒井委員

今お答えいただいた部分は経営向上ではなく、技術の向上といった部分に当たるかと思うのですが、それ以外の経営自体にかかわる研修や事業が具体的に何かあればお答えいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 農政課長

経営といったものにつきましては、残念ながらここには含まれておりません。

○酒井委員

先ほど言いました使用料ということで、1,543万8,550円ということでありました。この内訳が決算説明書に載っていますが、この主な部分として、やはり宿泊が大きいのではないかと思います。宿泊でいきますと1,193万4,500円ということで記載がありますが、この宿泊されている方について、どういうお客様が主なお客様なのかお聞かせいただけますか。

○(産業港湾) 農政課長

石狩管内、札幌市近辺の学生と小樽市内の方が研修ということで使われております。

○酒井委員

研修で使われているということなのですが、この学生の研修というのは、具体的にどういうことが行われているのですか。

○(産業港湾) 農政課長

小樽の観光施設でございますので、自然の村に泊まりまして、そこから例えば海に行きましたり、観光施設、ガラスの施設といったところを回ったりするなど、そういったことで拠点として使われているという声を聞いております。

○酒井委員

これも確認なのですが、研修というよりは、一般の団体のお客さんのようなニュアンスでよろしいのでしょうか。

○(産業港湾) 農政課長

ボーイスカウトやパークゴルフの同好会、技能者の方たちも来られる、あと先ほど言いましたとおり、札幌の方

が何名か入っておりまして、あとキャンプについても、最初の目的である体験、そういったことをさせるという意味で使われていると思っております。

○酒井委員

キャンプのほうも利用があるということで、こちらも確認していたのですが、知りたかったのが、農林漁業体験実習館の中の宿泊施設は、どのようなお客さんが主に利用されているのかというところで、それをお聞かせいただきたいのですけれども、キャンプ場などを除いて、もう一度お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

宿泊が 1 泊 2,000 円ということですので、比較的、学校関係の行事やスポーツサークルの研修所として使われているということで、全体の半分以上はそうに使われているというふうに聞いております。

○産業港湾部長

宿泊の利用状況なのですけれども、小研修室、中研修室、この二つにお泊まりいただいて、合わせまして 6,058 名の方がお泊まりになっています。そのうち小・中学生が 3,721 名ですので、学校行事としてお泊まりになっている方が多いということになります。

○酒井委員

最初に戻るのですが、この施設の目的ということで、「学童、青少年、都市生活者等に自然と農業に親しむ機会を与え」ということで御答弁いただきました。泊まっている中には観光の拠点としているお客さんもいるという答弁もありましたが、この 3 年間の使用料の推移を示していただきまして、大体千五、六百万円ということですが、確かに自然の村自体は、市民のためといましようか、青少年のためということで、損得勘定でははかり知れない部分もあると思うのですが、使用の幅が非常に広く感じる部分もあるのです。新たな取組など、ここ近年で行われていることがあれば聞かせていただきたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

幅広い世代のニーズに応えるようなということで、自然の村公社としましては、効率的な事業運営を心がけているということで、またもう一つのテーマとして、事業を創出するという、そういったことを主のテーマとして近年、一生懸命頑張っております。事業については今まで漠然としていたのですが、平成 24 年度から野外学習及び野外活動事業、教育的な習慣的なものにもっと力を入れる形で、キャンプ技術や自然体験など、こちらから提案型のプログラムを持っていきまして使っていただくような事業に組み替えております。また、市民余暇活動につきましては、先ほどのレクリエーションの部分もありますので、その辺も力を入れてやっていきたいと考えております。それから、農業関連事業につきましても、農林漁業体験実習館をより利用していただく形で、いろいろな部分で頑張っております。最近、市民余暇活動でも、フットパス、イギリスがもとだという話なのですけれども、公共の散歩道、歩くことを楽しむというようなことで、歩くという文化、権利を市民に定着させたいと公社で言っております。また、農業関連では、市民体験農園協議会が事務局としてあるのですが、その運営に直接加わって、先ほど言いました市民農園の展開や栽培技術相談会を実施したいというふうに、狙いを、事業を絞ってやりたいと申しております。

○酒井委員

繰り返しになるのですが、大体千五、六百万円を推移していくという部分、それから利用状況なども考えますと、使用目的など、条例も含めてなのですが、見直す時期に来ているのではないかと感じます。例えば、農業振興、経営の向上に関する事業などについては、蘭島や忍路の民間の皆様の御協力の下、やっていけるような気もします。施設自体はすごくいいものなのですが、先ほどのホームページではないのですけれども、ちらりと見たときに、今年も行われていないのだろうかという印象もあるものですから、この施設自体が赤字というか、持ち出しが大きいのでやめたほうがいいのかという話ではなく、使用目的というか、そこの部分を少し縮小するというか、目的をはっきりさせるというか、そういう時期に来ているのではないかと思います。これから天狗山の開発も始まっ

ていくと思いますので、その部分も含めて、今年度以降、来年度以降でしょうか、お考えいただきたいと思います。私からの質問は以上なのですが、最後に何か答弁があればお願いします。

○（産業港湾）農政課長

先ほどの事業についての答弁の中でも言いましたけれども、やはり施設広報活動に力を入れていかなければ、使用料の収入が増えていかないのではないかと考えておりますが、いかに使用料については、バンガローやテント、施設に定員いっぱい入ったとしても、6か月間でいくら頑張っても、6,000万円余りにしかならないわけです。実際の金額としましては25パーセントというふうに、少し痛い部分が出てくるのですが、そういったことを引き続き、支出の部分を見て、平成22年度以降というか、過去から見ますとコスト削減に努めていることは明白でございます。先ほど言ったような事業も新たな展開になっておりますので、施設的にも26年経過した部分もありますけれども、小樽の魅力としては、すぐそこに海があったり、山があったり、歴史あり、文化ありというのが一つのコンセプトだと思います。また、毎年3万人以上の方が訪れるということもありますので、今後は事業展開をさらに進めて、頑張っていきたいと思っております。

また、天狗山エリアということで、先ほど委員がおっしゃったとおり、天狗山観光推進検討委員会がございまして、そこにおたる自然の村公社の方も入っております、役所の方も何名か入って検討しているのですが、エリア、ゾーンとして何か展開できないかということを考えてございまして、それについて関係機関といろいろ協議しながら充実したものにしていきたいと思っておりますので、先ほどおっしゃった、条例の部分で手を加えてというようなところは、今のところ考えておりません。

○酒井委員

今のところ考えていないということなのですが、これは本当に答弁要りません。充実したものにしていきたいという部分なのですが、これは先ほど後で聞きますという話だったのですけれども、例えば充実させていくのであれば、ホームページの部分もしっかりと更新されているはずだと思うのです。それが、一目見た瞬間になかなか出てこないという部分も含めて、小さい話なのですけれども、より充実させるためには、やはりそういう部分も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員

◎おたる自然の村について

せっかく農政課長がいらっしゃいますので、私も何点か自然の村についてお聞きいたします。

私も自然の村については、各イベントによく参加させていただいています。パークゴルフについても、昨年度の決算説明書を見ると2,000人ほどに利用されています。最近の取組としては、天狗山の夜景に関して、何かりサイクル市も含めた、そういうイベントもされているようです。

そこで1点だけ、昨年度の決算説明書を見れば、使用料1,600万円の予算を組んでいたわけですが、約1,545万円と、一昨年度と同様の金額が決算額となっております。この点について、平成23年度と24年度でどのような点を努力されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）農政課長

平成24年度の入場者数は3万626人、前年比で115パーセント、それから使用料につきましては、残念ながら前年比で99パーセントということで、これは23年度の東日本大震災に伴う消費者の出控え期間があって、それが少し影響したというふうに考えております。

○山田委員

今るる説明がありました。その点では理解できる部分もあると思いますが、私としては、最近のこのような農政事情、農産物への皆さんの関心の高さを踏まえると、もう少し利用者増につながるような施策がやはり必要なので

はないかと思えます。その点についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

先ほども申し上げた施設の広報活動、それから幅広い世代のニーズに応えるというようなことがございますので、そういったことを考えまして、本来の条例の目的に合うように公社とともに行ってまいりたいと思っております。

○山田委員

ぜひともそういう前向きな形で、消費者のニーズを、今、消費者がどのように考えているのか、その点を十分把握した上で、施策につながるようお願いいたします。

◎事務執行状況説明書の記載方法について

次に、事務執行状況説明書について、私もこれはいろいろと数年前から見ておりますが、これは何年前からこういう形で整理されていたのか、まずその点からお聞かせ願います。

○（総務）総務課長

その点については、調べておりませんでした。申しわけございません。

○山田委員

この事務執行状況説明書に関しては、決算説明書よりも詳しく、事務がとり行われている状況がわかるものだと理解しております。その点についてまだまだ改善の余地があるのではないかとこの観点から質問させていただきます。

◎式典・表彰について

最初に、事務執行状況説明書の表彰について、平成24年度の市功労者表彰については1名の方が表彰されたと記載がございます。その内容について、例えば消防や社会福祉協議会、民生・児童委員の推薦など、いろいろと基準があると思いますが、その基準の種類、そして24年度表彰された方の内容がわかれば、お聞かせ願います。

○（総務）秘書課長

昨年度の市功労者表彰でございますけれども、市の功労者表彰者につきましては4区分ございまして、自治振興、教育文化、産業振興、社会民生の四つに分かれております。今回受賞されたお一人につきましては、産業振興の部門で表彰を受けていらっしゃいます。

○山田委員

表彰の規定で4種類、こういう推薦制度があるということわかりました。この内容については、1名ということで本当に少ないと思っております。その関連でいくと、毎年、忠魂碑にも合碑され、名前が記載されるということも聞いております。関連して、どうして忠魂碑に対してそういう記載がされることについて辞退者が続いているのか、それをよくほかの方から聞かれるので、辞退者の理由など、わかればお聞かせ願います。

○（総務）秘書課長

今の忠魂碑の関係については、市で事務をやっていないものですから、日本赤十字社でやっております、その辞退関係については掌握しておりません。

○山田委員

忠魂碑に関しては、組織が違うということでわからないと思うのですが、私がよく聞くのは、その後の経費のことや、忠魂碑に対してそういう記名をすると毎年の出席義務など、わずらわしさがあるといったことです。そういう名誉職の部分で、市として、推薦者に対して何らかの援助又は推薦してほしいというような要請といったものはないのでしょうか。

○（総務）秘書課長

いろいろな叙勲を含めまして、それぞれ推薦するということがございますけれども、市でやっている部分についてはわかりますが、ほかの部分については、どういう形でというのは私どもでつかんでおりません。

○山田委員

この点については、市に対しての功労者、その部分では、市も、ある程度のそういう表彰規定を設けて、記載の方向で民間の人に働きかけをお願いしたいと思いますのですが、その点についていかがでしょうか。

○総務部長

市では表彰規則を持っていて、それに基づいて各種の表彰をしておりますけれども、実施主体がそれぞれ異なっておりますので、こういった形で辞退されているのか十分把握しておりませんし、少なからず、市が表彰規則に基づいて実施している表彰関係につきましては、辞退されている例はそれほどないのではないかと認識しているところでございます。

○山田委員

そのようなことも聞いておりますので、そういうことがないように、今の総務部長のお言葉を信じて、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

◎国際交流ボランティア登録制度について

次に、国際交流ボランティア登録制度について、昨年度の事務執行状況説明書の中では、ホームステイ登録家庭が43家庭、記載がございまして、できれば、こういった部分でも、たぶん受け入れていると思いますが、何人受け入れて、どういう状況なのか、それについても記載があっているのではないかと考えたものですから、まずそのホームステイ登録家庭数、そして何人受け入れたのか、その点をお聞かせ願います。

○（総務）秘書課長

国際交流ボランティアのホームステイの件数でございまして、43家庭中、受け入れたのが2件で、6家庭が受け入れております。

○山田委員

そういうボランティアの部分で、2件6家庭で受け入れたということも記載するようにぜひお願いいたします。

それに関連して、このボランティアの部分なのですが、ホームステイ登録家庭について、例えば受入れの確認、活動報告書、受け入れた方々への病気や災害の補償については、どういう状況になっているのかわかりますか。

○（総務）秘書課長

受入れに対しての災害などのときの対応ということなのですが、これにつきましては、各家庭に対応をお願いしておりますので、そういうことがありましたら私どもに御相談いただいて、対応させていただくという形になっております。

○山田委員

あと、ホームステイを受け入れるという登録をお願いするに当たって、どういう過程なのか、また、それを受け入れたときに、市で確認はされていると思うのですが、その点と、もう一点、活動した報告書、活動内容は報告されていないのか、その点はいかがでしょう。

○（総務）秘書課長

ホストファミリーにつきましては、今、登録要綱をつくっておりますので、その中で、姉妹都市の交流の関係で子供を引き受けてくれる家庭ということで、原則として「市内および市郊外に在住・在勤されている方で、国際交流活動に理解と熱意のある方」ということで登録をお願いしているところでございます。登録の内容につきましては、子供たちから、交流した後の報告書はいただくのもありますけれども、各家庭から、特段、報告書等の提出はいただいております。

○山田委員

それほど厳密には報告書は要らないということですね。

ボランティアですから、予算的には全くないのだと思うのですが、例えばボランティア活動資金基金やボラ

ンティア活動育成事業費補助金に関連して、そういう取組、助成金の点について、この 2 点に関して、どういう形で平成24年度は支出されているのか、その点をお聞きいたします。

○(総務) 秘書課長

ホストファミリーの関係につきましては、ボランティアとして活動していただいておりますけれども、組織的なボランティア団体という形では組織されていないものですから、これについては、ボランティア活動資金基金といった形での支援は特にございません。市としても、このホストファミリーの関係については特に予算を持っておりません。あと、ホストファミリーにつきましては、小樽市でお願いするのとあわせて、小樽商科大学からのホストファミリーの依頼もお願いするというごことばでございまして、その状況に応じては、ボランティアを依頼する主催団体が予算を持って、それで若干の補償費を支払う場合もございますけれども、小樽市がホストファミリーをお願いするときには、特に予算は持っていないくて、ボランティアで御協力いただいているという状況でございます。

○山田委員

先ほどの質問に戻るのですが、こういった方々に対しての表彰などの規定はないのですね。

○(総務) 秘書課長

特に表彰等はございません。

○山田委員

こういう方々は本当に手弁当でされていると思います。また、予算措置がなされていないとのことですが、そういった方々には、賞状の 1 枚なり、御苦労さまの一声でもいいので、御答弁は要りませんけれども、こういった方々に少しでも一助となるような元気づけをぜひともお願いしたいと思います。

◎防災について

最後に、防災に関連して、事務執行状況説明書に記載されている避難所強化事業についてお聞きします。

配備物品について、説明書の中でもラジオ等などと記載がございまして。今年度は町会への防災ラジオの配布などがされると聞いております。この配備物品について平成24年度の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○(総務) 沢田主幹

平成24年度の市内各避難所への物品の配布状況でございますけれども、市内57か所の各避難所に、クラッカー、アルファ米、毛布、組立て式トイレ、し尿処理剤、防災セット、救急セットなどを配備しております。

○山田委員

この避難所強化事業で、配備されたものに関して特にどういったものがあるのか、その点をお聞かせ願います。

○(総務) 沢田主幹

強化事業の中では、特に組立て式簡易トイレ、排便処理剤、ブルーシート、ポータブルストーブ、毛布の配備が強化事業ということになっております。

○山田委員

ということは、要するに冬季の対策がメインという気がするのですが、その点はいかがでしょう。

○(総務) 沢田主幹

冬季の対策ということですが、これは東日本大震災を受けまして、震災は3月でしたので、そういう状況の中で、小樽市も寒さ対策ということで強化しております。

○山田委員

ストーブも配備されているということですが、ストーブには燃料となるものが必要だと思います。それは一緒にあるということで承知しておいてよろしいですか。

○(総務) 沢田主幹

ストーブについては、各避難所にポータブルストーブ 1 台を配備しております。その中では、現在、ストーブと

一緒に石油は配備しておりません。学校にある石油を使ったり、緊急時に持ち込んだりして、そういう状況の中では対応したいと考えております。

○山田委員

本当にいざというときには、ストーブだけがあったら、また灯油が遠くにあったら使用できないと思うのですが、管理する側にすれば、どこにあるのかはたぶん理解して置かれていると思います。ただ、避難された方々がそれを十分わかるのか、その点については周知されているということによろしいですね。

○（総務）沢田主幹

備蓄品の配備については、各学校の校長、施設管理者に配置場所等を説明しております。また、その中で、災害が起きたとき、どういう避難所の運営にするかといった部分については、今後マニュアルをつくりまして、その中で周知を図っていきたいと考えております。

○山田委員

それでは、総務管理課長にお聞きします。

今、防災担当から言いましたが、そういうマニュアルで対応できるということによろしいですか。

○（教育）総務管理課長

私どもマニュアル等をまだ見ておりません。校長会等とも私どもと防災担当で今後打合せをしまして、そのマニュアルが適切なのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○総務部長

今、備蓄品の御質問がございまして、少し整理をさせていただきたいと思います。

各避難所に配備されている備蓄品の確認については、日中、避難所をあける場合については、管理者である学校の校長が管理します。いないときには、我々市職員が開設者ということで指定されておりますので、その者が避難所を開設することになるのですけれども、その部分に対しても、備蓄品の配備については確認させていただいております。マニュアルにつきましては今、主幹から答弁がございましたけれども、今後、避難所運営マニュアルというものをつくってまいりたいと思いますが、まだできておりませんので、今後、避難所運営マニュアルができましたら、そういった配備品の確認等も改めて行って整備していきたいと思っております。

○山田委員

今の総務部長の御答弁を聞いて安心しました。物はあっても、そういう備品がなければ物の役に立たない部分もございまして。ぜひとも、そういった部分についても市民に周知し、訓練についてもこれから数多くやっていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 2 時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎移住促進事業について

最初に、事務執行状況説明書の 1 ページ、移住促進事業につきまして質問させていただきます。このことにつきましては昨年もお聞きいたしました、その後の経過も含め、お聞きします。

平成24年度の移住決定数は23年度に比較し増加しています。移住促進に向けていろいろな御努力の効果があったのかと思います。23年度の実務執行状況説明書では、おたる移住・交流推進事業研究会のホームページへのアクセス件数が入っていましたが、24年度の実務執行状況説明書にはただ「ホームページによる情報発信」とだけあります。それで、アクセス件数などがわかっていたらお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

研究会のホームページのアクセス件数ということですが、件数につきましては、2万7,715件ございました。

今回掲載しなかったことにつきましては、決して減ったからというわけではなく、実際の移住件数の増減との関連性の分析が非常に難しいこともありまして、件数はこのように把握しておりますけれども、掲載については今回取りやめたところでございます。

○松田委員

移住には不安がつきものです。それで、移住に関する相談が34件と記載されておりましたので、主な相談内容についてお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室安部主幹

相談件数34件の内訳ということですが、住宅に関するものが8件、仕事に関するものが4件ございました。この二つの合計で12件ですので、34件のうちの12件、約3分の1を占めております。そのほかにつきましては、具体的なことではなく、資料請求などが主になっておりました。

○松田委員

不安を解消するものとして、移住促進に向け、お試シツアーというのがあると思いますけれども、このツアーの内容と、このお試シツアーに参加した方からどのような感想、反響があったのか、お聞かせ願います。

○（総務）企画政策室安部主幹

お試シ移住ツアー「小樽ロングステイ事業」を平成24年度実施したのですが、その概要につきましては、24年2月の1か月間、ロングステイとして実施しまして、3組5名の参加がございました。いずれも関西圏に住んでいる方々の参加でございました。

2月という実施時期につきましては、移住の問い合わせの中で、冬の生活を心配される方が多かったということもありまして、あえてこの時期を選定したものであります。期間中に、例えば雪あかりの路にボランティアの参加をしたり、あと24年度に行ったものにつきましては、ある程度自由な活動をしていただくということで、それぞれ市場を見に行ったり、先ほど言ったような行事に参加したりしたというのがあったようです。

参加者の意見や要望でございますけれども、2月という時期ですので、気候についてはこちらも非常に心配はしてはいたのですが、意見としましては、屋内については自分たちが住んでいるところよりも暖かく、吹雪でない限りは屋外もそれほど寒くはないといった声もありました。一方で、雪で道路が狭くなって、車の運転はもとより、歩いていても怖いと感じたことが多かったという意見がございました。それから、市内の交通につきましては、市内バス路線が非常に充実しているといった好意的な意見がある一方で、最終便が早く、若い人だと遊ぶのになかなか大変だというような話もございました。あと、買物につきましては、大型商業施設や市場などが市内に充実しており、不便を感じることはなかった、特に、食べ物については、非常に満足した様子でありました。このように、生活面については、全般的に生活のしやすさというのを感じていただけた様子でございました。

また、移住に関しての情報提供のあり方について御意見をいただいたのですが、ホームページや今のようパンフレットだけではなく、特に今回、関西圏の方々が対象だったので、関西圏にも窓口があって、面談など気軽に相談できる体制があればよい、それから、先ほど相談の上位を占めた住宅について、不動産の見学

会も実際にやったらよいのではないかなどの意見・要望がございました。当然、こうしたことにつきましては、今後の取組の参考にしたいと考えております。

○松田委員

大変良好だったということですが、移住決定者の中に、この移住ツアーに参加した人も入っていますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

このロングステイ事業の参加者のその後の動向なのですが、残念ながら現在のところ小樽市に移住したというのは確認できておりません。

○松田委員

移住決定件数が 8 件 11 人となっておりますけれども、それを考えると単身者の方もいるのではないかと思います。それで、この 8 件 11 人の方の年代、それから小樽に来てからの生活状況はどのようになっているか、把握していたらお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

平成 24 年度、把握できた移住者、8 世帯 11 人の年代等ですが、30 歳代の夫婦と子供 1 人の世帯が 1 世帯、70 歳代の夫婦のみの世帯が 1 世帯、20 歳代から 50 歳代までの単身者の世帯が 6 世帯ございました。

その後の動きなのですが、この件数自体は、事前にこちらの窓口で相談がありまして、移住した後に連絡がとれた、連絡していただいた部分で把握できたということです。その後の小樽に来てからの職業や住まいといった生活状況などについては、個人情報などでいろいろな考えの方々がいらっしゃいますので、積極的にこちらから把握しているという状況ではございませんので、その足取りはつかんでいないというのが実情でございます。

○松田委員

移住してきた方の小樽での住まいについて、例えば新築なのか、市営住宅なのか、空き家バンクを利用したのかなどということで、どのようになっているか把握していますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほど申しましたとおり、何か連絡があって、その後やりとりができる中でつかめる情報もあるかと思うのですが、移住された方のそれぞれの住居のことや入手の手段といったことは把握しておりません。

○松田委員

昨年の決算特別委員会の御答弁では、小樽に移住してきた方で、もと住んでいたところに戻った人はいないと聞いています。ということは、小樽に移住してきた方は、小樽に来てそれだけ喜んでいるのではないかと思います。そういうことで、先ほどの情報発信ということで、インターネットやホームページも必要ですが、移住してきた方が、小樽に来て本当によかったよ、あなたも来ないかい、というような口コミも大事ではないかと思うのです。移住してきた方の中で、移住してきた人の口コミで小樽に来たというようなことは把握していますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

転入されてきた方々の中には、友達の情報といった形で、口コミで来られた方も恐らくいらっしゃるのではないかと推察できますけれども、申しましたように、その方がどのように小樽に来てどういう生活をされているかという実態の把握がなかなかされていないのが実態でございますので、口コミなのかどうなのかという確認は行っていない状況です。

○松田委員

移住促進事業も開始から数年たちました。そこで、見えてきた課題、今後の方向性について、御意見、お考え等がありましたら、お聞かせ願います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま移住促進に関する課題ということがまずございましたけれども、先ほども移住ツアーなどの相談内容

の主なものということで挙げさせていただいたのですが、住宅に関する相談に対しまして、直接的に提供できる情報が非常に限られていますので、今後はそういった移住希望者のニーズに合った、よりきめ細かな対応ができるような相談体制づくりが大きな課題の一つと考えております。

また、再三御質問いただきました移住実態の把握につきましても、少なくとも窓口で相談された方には、例えば、移住後も行政としてはできるだけことはフォローします、ですから、移住された折りには御一報ください、といったおもてなしの気持ちを持ったような対応も今後は必要なのではないかと感じております。

今後の取組の方向性についてですけれども、本年 5 月に、市内の民間事業者などで組織しました移住・交流推進事業研究会から、これまでの活動報告書をいただきましたが、そこで示されたような、市場や商店街などでの起業希望者、現役世代を中心的なターゲットとして今後取り組んでいきたいと考えておまして、改めて新たな民間事業者などの組織と協働して、特徴のある移住促進事業を進めたいと考えております。

○松田委員

移住促進につきましては、他の自治体でもやっておりますし、小規模な自治体ほど移住促進には力を注いでいるように思います。先ほど言いましたとおり、とにかく小樽に来てよかったと言われるようなまちづくり、また、移住してきた方の今後のフォローについて御検討いただければと思います。

◎公務災害について

次に、公務災害についてお聞きいたします。

事務執行状況説明書によれば、公務災害等申請件数が50件となっております。これを正職員と臨時・嘱託職員に分けて、この50件の内訳についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

平成24年度の公務災害、通勤災害も含みますけれども、50件の内訳ですが、正職員が44件、臨時・嘱託職員が6件となっております。

○松田委員

公務災害といってもいろいろあると思うのですが、どのような内容の公務災害だったのか、内容についてお聞かせ願います。

○（総務）職員課長

平成24年度は23年度に比べてかなり多くの公務災害が発生しているわけですが、23年度と比べて多いものを紹介しますと、注射針などの針刺しが、23年度7件だったのが18件、結核患者との接触などによる検査が、23年度ゼロ件でしたのが5件、血液にじかに接触することなどによる検査が、23年度ゼロ件でしたのが4件となっております。

○松田委員

今の御答弁では、平成23年度と比較して件数が多くなったということですが、なぜ多くなったのか、この御見解をお聞かせ願います。

○（経営管理）管理課長

今回増加いたしました内容は、病院局職員によるものがほとんどでありますので、病院局より答弁いたします。

まず、先ほど答弁がありましたように、結核感染疑いで5件増加しておりますが、これは、病棟におきまして結核患者が出たことによりまして、この患者を看護していた職員に対しましてレントゲン検査を行うことが義務づけられておまして、そのため増加したものでありまして、特に職員の不注意等によって発生したものではございません。

次に、患者に使用した注射針などを廃棄する際に誤って手などに刺さって、その感染を疑って血液検査を行った件数が18件と、前年度と比べて11件増加しております。

また、手術などによりまして、患者の血液が直接肌等に触れたもの、これも感染を疑って血液検査したもので、これが 4 件ありまして、対前年度比で純増となっております。

これらの増加の要因につきまして考えられますのは、病院局では医療安全管理室などに専従職員を配置いたしまして、医療マニュアルなどの見直しを進めまして、その結果、職員のリスクマネジメントの意識が高まり、これまでちょっと刺さったぐらいでは自己判断といたしまして報告しなかったものを報告し、感染を疑って検査するといったことと考えております。

○松田委員

公務災害の申請から認定までどのくらいの期間を要しますか。

○（総務）職員課長

公務災害の申請、認定についてですけれども、正職員については、地方公務員災害補償法に基づき、全国の地方公務員の公務災害を取り扱うために設置されている地方公務員災害補償基金により審査されていまして、臨時・嘱託職員については、小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき設置されている小樽市公務災害補償等認定委員会で審査が行われております。機関は別となっておりますけれども、平成24年度の実績で申しますと、ほとんどの場合、申請から認定まで1か月ほどで決定されております。

○松田委員

例えば自分の不注意によるものだというので、申請しても公務災害が認められなかったケースはありますか。

○（総務）職員課長

平成24年度の50件の例で申し上げますと、全て認定されている状況にあります。却下されたものはございません。

○松田委員

今回の公務災害等で治療期間が長期間にわたるものはあったでしょうか。

○（総務）職員課長

治療期間が長くなったものという御質問ですけれども、平成24年度に申請があったのを見ますと、15日以上のお療養が必要だったものは4件ございます。ですから、残りの部分については、短期間で治癒しているという形になっています。

○松田委員

申請が増加した要因には、マニュアルが強化されたということがありましたけれども、本人の不注意等もありますが、公務災害の再発防止に向けた取組についてお聞かせ願います。

○（総務）職員課長

公務災害、通勤災害の中には、例えば凍結路で転倒するなど、注意してもなかなか避けられないものもありますが、公務災害防止のために、例えば災害発生のリスクが高い業務又は現場作業がある職場では、職場ミーティングの実施や訓練するときの冒頭などにおいて防止について周知を行っていく、そのほか、職員課で、労働環境の向上のため、あと健康管理のために職員に向けて発行している安全衛生ニュースで、今後とも引き続き防止に努めていきたいと思っております。

○松田委員

病院などは感染症の問題もありますし、また消防など、常に危険と隣り合わせの職場があります。今後、常に安全に心がけて御努力していただきたいと思えます。

◎固定資産税の収納状況について

次に、固定資産税の収入率についてお聞かせ願いたいと思えます。

決算説明書を見ますと、固定資産税の収入率は他の市税と比較して低いように思われます。それで、固定資産税だけで結構ですので、現年課税分、滞納繰越分の調定額、収入済額、収入率についてお聞かせ願います。

○（財政）納税課長

平成24年度決算における固定資産税の現年課税分、滞納繰越分それぞれの調定額、収入済額、収入率についてありますが、現年課税分につきましては、調定額57億2,896万8,900円に対しまして、収入済額は52億5,684万2,771円、収入率91.8パーセントとなっております。滞納繰越分につきましては、調定額32億6,296万5,045円、これに対する収入済額1億5,153万2,087円、収入率4.6パーセントとなっております。

○松田委員

滞納している方が大変多いと思います。それで、滞納している人数を市内在住者と市外在住者に分けてお示しいただくとともに、その割合についてもお示し願います。

○（財政）納税課長

滞納者の方の内訳の部分につきましては、私たち納税課では、市税のうち個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税のいずれかの税目で滞納のある方を1としてカウントさせていただいております。その観点でいきましたら、平成24年6月1日現在におきましては、トータルで6,791人おりました。その後、自主納付や滞納処分等により滞納繰越分が完納され、24年度から25年度に繰り越した滞納者数につきましては6,045人、このうち市内在住の方につきましては4,856人、そして市外在住の方につきましては1,189人となっております。おおむね市内の方が8割、市外の方が2割という構成比となっております。

○松田委員

固定資産税の収入率が他の市税と比較して低い要因として考えられることは何だと思われませんか。御見解をお聞かせください。

○（財政）納税課長

個人市民税や法人市民税の部分につきましては、所得の状況に応じて課税されていくものなのですが、固定資産税につきましては、土地や家屋などの資産に対して課税される形になります。そのようなことでいけば、ここ数年間の長引く不況の影響などにより、法人の部分につきましては、企業業績の悪化、そして個人所得の部分につきましても、どうしても給料が伸び悩むという部分がありますので、落ち込みの傾向が強くなっておりまして、そうなることで、支払うべき税目のうち毎年固定費としてかかってくる固定資産税の割合がどうしても大きくなるものですから、納付について滞りがちになった結果、このように収入率が低くなっているものと考えております。

○松田委員

今お聞きしたところ、収入率が悪い要因がいろいろとあるようでした。その中でも市外在住者が2割もいるというところで、この市外在住の方が納入しやすい方法を考えるべきではないかと思うのですが、今後、納付に向けてどのような工夫をしていくつもりなのか、その点についてもお聞かせ願います。

○（財政）納税課長

私たちがやっている滞納の解消の部分につきましては、市内の方についても市外の方についても、電話催告若しくは文書催告を中心に行っております。その中で、財産があるにもかかわらず納付していただけない方につきましては、最終的には預貯金などの差押えという形をとらせていただいております。市外在住の方に電話等でいろいろ催告もしているのですが、電話番号もなかなかわからない、あと転出しているのですが、そこに郵便物を送っても戻ってきってしまう、そういうことがありますので、私たちとしても何とか滞納者の方と接触したいと考えておりますので、転出した市区町村に滞納されている方の実態調査などを行いながら、勤務先等が判明すれば、勤務先に照会したり、電話をかけたりにして確認するとともに、あと高齢の方になってくれば、お住まいになっているところの年金事務所などに受給状況の調査などもしております。そのほかに、資産等につきましては、登記情報の調査などもやっておりますが、滞納解消に向けて、滞納している方との連絡を何とか取りたいというのがありますので、札幌市などの近隣の市町村に転出された方につきましては、随時、個別に訪問するような形にして、何と

か滞納解消に向けての取組を進めている状況にあります。

○松田委員

事務執行状況説明書を見ますと、平成23年度と比較して、差押件数や金額が増加しています。物納はしていないということなのですが、基本的なこと申しわけありませんが、差押えと物納の違いについて、お聞かせ願います。

○（財政）納税課長

税金の納付の部分につきましては、国税においても金銭で納付していただくことが原則になっております。ただ、国税の中でも相続税においては、一定の要件を満たした場合については、物納ができると規定されております。ただ、これも実際には本人の申請行為があって、それに基づいて物納の許可を当局がする形で処理が行われているようです。私たちのところで行っている差押えの部分につきましては、私たち徴税吏員の部分につきましては、滞納されている方の財産を差し押さえて、それを滞納額に充当できるという自力執行権という強力な権限がございますので、財産があるにもかかわらず、納付交渉の上、自主納付等も結果的にしていただけない方につきましては、最終的には財産などを差し押さえて、滞納額に充当することとなります。これは本人の申請などということではなく、あくまでも私たち徴税吏員が執行する形になっております。その滞納の部分としては、先ほど物納の話もございましたけれども、こういう動産や不動産の部分についても随時差押えを行っております。ただ、これらはそのままでは税金に充当できないものですから、これを換価するためにヤフージャパンなどが提供している官公庁オークションを使うなど、インターネット公売などにより税金に換価して充当するような流れでやっております。

○松田委員

あと、差押えの件ですけれども、給与と年金の差押えも増えております。年金や給料を差し押さえられると生活に支障があるのではないかと考えますが、これについてのルールというのはあるのでしょうか。

○（財政）納税課長

差押えの手續につきましては、国税徴収法に規定がございますが、その中でも給与、年金若しくは退職金などについては、基本的に1か月につき、本人1人につきまして、月額10万円が禁止額という形になっております。そして、その同一世帯に生計を一にする親族が1人でもいた場合につきましては、1人につき4万5,000円が禁止額となっております。実際の計算においては、所得税や社会保険料など控除するものもございますが、大枠で説明させていただきますと、本人と生計を一にする親族が2人、合計3人世帯の場合なのですけれども、まず基本額として10万円、そして生計を一にする親族が2人おりますので、4万5,000円掛ける2で9万円、トータルで19万円が差押禁止額となりますので、これから滞納処分等を行おうとしている方が仮に月額20万円の給与をいただいている方だと言いましたら、そこから19万円を差し引いて、残っている1万円について差押えをするかどうかという判断をしていく形になっております。

○松田委員

市税の納付は市の財政の根幹にかかわってきますので、今後とも収入率向上に向けて御努力をお願いいたします。

◎介護保険等について

次に、介護保険についてお聞きします。

先般の厚生常任委員会で、今3地区にある地域包括支援センターを、今後は4地域に分割するということもお聞きしております。それで、決算説明書273ページによれば、地域包括支援センター運営経費として8,237万5,000円が支出されておりますけれども、これを人員配置も含めて3地域包括支援センターに分けてお示し願います。

○（医療保険）介護保険課長

3地域包括支援センター運営経費8,237万5,000円の内訳と人員配置についてでございますが、まず基本的に人件費、1人450万円を委託費として支払っています。プラス事務費になります。8,237万5,000円の内訳としましては、

中部地域包括支援センターで3,400万円、内訳としまして6人の人件費2,700万円、プラス事務費700万円、東南部地域包括支援センターで2,550万円、人件費が5人掛ける450万円で2,250万円、プラス事務費が300万円、北西部地域包括支援センターで2,287万5,000円、人件費が1,987万5,000円と事務費が300万円です。北西部地域包括支援センターでは人件費が5人分で、本来450万円を掛けますと2,250万円になるのですけれども、実は7か月間保健師が不在だったために委託料が減額されていまして、1,987万5,000円となっています。

人員配置につきましては、中部地域包括支援センターで3職種、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師、これが6人、ケアマネジャーが9人で計15人、東南部地域包括支援センターで3職種5人、ケアマネジャーが3人で計8人、北西部地域包括支援センターで3職種5人とケアマネジャー2人の計7人となっています。

○松田委員

あと、事務執行状況説明書によりますと、相談件数も1,878件と平成23年度に比べて100件以上も増加しています。この中には介護保険課に直接相談した件数もあると思いますが、3地域包括支援センターに分けて、この相談件数もお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

相談件数の1,878件の内訳でございますが、中部地域包括支援センターが1,005件で全体の54パーセント、東南部地域包括支援センターが489件で26パーセント、北西部地域包括支援センターが384件で20パーセントになっております。

○松田委員

権利擁護業務が78件となっていますが、この中には介護虐待も入っているのでしょうか。主な相談内容についてお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

権利擁護78件の内容でございますが、今、委員がおっしゃった虐待が38件、成年後見制度利用が14件、消費者被害が4件、その他が22件ということで、その他の主なものは、簡単な財産管理、成年後見までいかない財産管理などが22件となっております。

○松田委員

次に、要介護認定についてお聞きします。

要介護等認定の申請件数が9,893件とありますが、平成23年度より若干減少しております。この減少した理由はわかりますか。

○（医療保険）介護保険課長

要介護等認定の申請件数が減少した理由でございますが、平成23年度が1万279件ありましたので、400件ほど少なくなっております。これは、23年度に新規申請と区分変更申請の認定期間が6か月間だったのですが、24年度からこれが長くなりまして12か月までとれる形になりまして、例えば23年度に新規申請をして、6か月後に更新申請をすると、カウントが二つになるのですけれども、24年度には12か月までとれる形になったので1件になると、その違いがありまして、23年度と24年度を比較して申請件数は400件ほど少なくなっていますが、逆に認定件数は400件ほど多くなっている状況でございます。

○松田委員

次に、住所地特例についてお聞きします。

今、サービス付き高齢者向け住宅の建設が始まっていますが、これは市内のみならず市外の高齢者の移住を促す働きを担っているとも聞いています。しかし、これだと転入先の自治体の介護・医療の財政を圧迫しかねないということで、それを防ぐ方法として住所地特例という制度があると聞いていますけれども、この制度がどのようなものなのか、もう少し詳しくお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

松田委員が今おっしゃっていたとおりでございますが、介護保険法第13条にこの趣旨や定義が規定されておりまして、要は施設をたくさんつくる市町村があったとして、その周りの近隣の市町村から、施設をたくさんつくった市町村の施設に入所するとなりますと、施設をたくさんつくった市町村の介護給付費が増加して、介護保険財政が圧迫されることから、それを避けるために、近隣の市町村から入所する場合は、引き続き前の住所地の市町村が面倒を見ましょうという制度でございます。これは全国的に法の趣旨で決まっています、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に入所する場合は、住所地特例の対象になるということでございます。

○松田委員

小樽にある住所地特例該当施設というのは何か所くらいありますか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、住所地特例に該当する施設の種類ですけれども、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護3施設と、老人福祉法に定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等が、いわゆる住所地特例の施設として該当します。介護老人福祉施設ですと小樽市内に4か所、介護老人保健施設が5か所、介護療養型医療施設が7か所、有料老人ホームが7か所、そのほかに養護老人ホーム、ケアハウス等で計27か所、該当の施設があるということになります。

○松田委員

先ほどの答弁では、住所地特例だと小樽市で財政的負担をしないということですが、逆に市内から市外の施設に入所している方について、住所地特例により小樽市が財政的負担をしている人数と負担額がわかればお聞かせいただければと思います。

○（医療保険）介護保険課長

本市が負担している住所地特例の人数でございますが、小樽市が保険者として他の施設に入っている方が146名おります。それと、給付費の額なのですけれども、給付費の額には住所地特例の色がついていないものですから、この部分は把握しておりません。

○松田委員

住所地特例による課題はありますか。

○（医療保険）介護保険課長

先ほど来、サービス付き高齢者向け住宅が問題になっているという委員からの説明もありました。サービス付き高齢者向け住宅は、中身からいきますと有料老人ホームとほぼ同様のサービスになっておりますので、サービス付き高齢者向け住宅ができ始めると、市の給付費が圧迫されます。小樽市を例にとりますと、例えば塩谷のサービス付き高齢者向け住宅がありますけれども、後志管内から多数の方が入所していますし、これから数年の間に、何か所かサービス付き高齢者向け住宅ができてきますと、介護保険財政は厳しいのではないかとということもありまして、国の社会保障審議会でも今、議論されていて、制度の見直しが検討されております。平成27年度の制度改正に向けて、国も審議しているところでございます。

○松田委員

それで、この住所地特例については、介護保険だけではなく、国民健康保険でもその制度があると聞いております。同じ質問ですけれども、国保について、市外在住者で小樽市が負担している人数及び負担額がわかればお示しください。

○（医療保険）国保年金課長

国保の住所地特例の該当者でございますけれども、平成24年度末時点で62名となっております。また、医療費の負担額につきましては、特に住所地特例の方に限って集計しておりませんので、不明でございます。

○松田委員

逆に、小樽市在住であるけれども、市外の自治体の住所地特例の該当者はどのくらいいるのか、その点がわかったらお示しいただきたいと思います。

○（医療保険）国保年金課長

逆のケースでございますけれども、これは平成24年度末で49名ということで把握しております。

○松田委員

今、国保のことを聞きましたけれども、同じく後期高齢者医療制度にも住所地特例が適用されていると聞いております。ただし、後期高齢者医療については、北海道の広域連合で行っておりますので、この場合は道外在住の方のみの適用であると思いますが、その点についても、該当者の人数等がわかればお示しください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度の住所地特例の該当者でございますが、道外に住所を持っておられる方で北海道の広域連合が負担している方は、平成24年度末で8名いらっしゃいます。逆に、道外の広域連合が負担している小樽市内の対象施設に入っておられる方は、24年度末で1名いらっしゃいます。

○松田委員

次に、国民健康保険料について、非自発的失業者に対しては保険料軽減措置があるとお聞きしております。この措置の内容についてお聞かせ願います。

○（医療保険）国保年金課長

非自発的失業者の保険料軽減制度でございますけれども、この制度は、会社都合による解雇や倒産、雇い止めなど、非自発的理由によりまして離職された方の国保料を軽減する制度でございます。平成22年度から始まった全国一律の制度となっております。

対象者については、離職日時時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者に該当する方が対象となります。具体的には、雇用保険の受給資格者証の離職コードというものがありますので、そこで対象かどうかを判定いたします。軽減の内容でございますけれども、保険料を計算する際に、対象者の給与所得を100分の30として算出いたします。保険料の軽減期間につきましては、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までということで、簡単に言いますと、離職日が23年3月31日から24年3月30日までの方が23年度と24年度、2年分の保険料の軽減を受けられるということになります。

○松田委員

平成22年度からこの措置が始まったということですが、24年度、23年度、この軽減措置を受けている世帯数と、それによって軽減された金額がわかればお示し願います。

○（医療保険）国保年金課長

対象となった世帯数と保険料の軽減額でございますけれども、平成24年4月1日の該当世帯数が366世帯で、軽減額が約6,800万円、それから23年4月1日の世帯数は429世帯で、軽減額が約8,100万円となっております。

○松田委員

この保険料軽減措置は、以前はなかった制度であります。自分の意思に反して退職を余儀なくされた方への適用制度と聞きました。この制度が今後長く続くことを願うとともに、退職を余儀なくされた方が早く新しい仕事につけるように願っております。頑張ってくださいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

◎教育費について

最初に、教育費について質問させていただきます。

おととしの決算特別委員会で、教育環境整備と教育費について質問させていただきました。その際、教育長から、来年度に向けては、こういう厳しい財政状況にはあるが、教育環境について、備品の整理、研究費等、選択と集中という観点に立って来年度の予算獲得に向けて努力してまいりたいという御答弁をいただきました。たぶんその結果がこのたびの平成24年度決算として示されているのだと思います。

小樽市の財政の29ページ、「5 目的別経費状況調（総額）」を見ますと、この中で、人口1人当たりの額で小樽市から室蘭市までの10市の平均が出ております。その中で、小樽市の教育費の総額に占める割合が6.8パーセント、1人当たりが3万2,004円、10市中9番目、次のページの「一般財源充当額」では、さらに下がって6.6パーセント、1人当たりが1万8,885円、10市中最下位と出ております。ほかの都市に比べて、このパーセンテージについては、例えば一般財源充当額でいうと、2番目に低いのは室蘭市の9.4パーセントになりますので、それよりも3パーセント近く低い、また、そういう傾向は昨年度だけに限らず何年も続いているという状況にあります。

市のこの姿勢というか、教育や文化に対する、特に子供たちに対する思いや姿勢がここに数字として表れてしまうところが、つらいところだなと見てしまいました。この数字を見るだけで、これが表に出ていった段階で、若い子育て世代の親などは、小樽で、こういう厳しい状況のところでは子供を育てたくないと思ってしまうのではないかと危惧します。やはりしっかりと数字に表して、小樽市の魅力の一つとして、子供を育てることを大事にしているのだということをはっきりと表していただきたいと思ひまして質問させていただきます。

まず、なぜ小樽市では長年ずっと教育費の占める割合がこれだけ低く推移しているのかお聞かせください。思うに、やはり特に一般財源充当額、小樽市独自の財源による支出の少なさが原因ではないだろうかと。そのようなことはない、実はいろいろなことが入っているので、分析するとそのようなことはない、私が危惧するようなことはないということがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○（財政）財政課長

他市の詳しい決算の状況を把握しておりませんので、私からは、特に金額の多い市の特徴について説明いたします。

まず、人口1人当たりの教育費が一番多いのは北見市となっておりますけれども、教育費の中には、学校教育に関するもののほかに社会教育のもの、つまりスポーツ施設など社会教育施設でございますが、それも入る形になりますので、北見市の例で言いますと、平成24年度、実はカーリング場を建設しております。あと、武道場の建設も実施しております、それにより金額を押し上げているのではないかと思います。

23年度決算より1人当たり9,000円ほど上がっているのですけれども、9,000円引いても、もともと高いのではないかと思います。この辺については、北見市の決算を私が見させていただいての印象という形で答弁させていただきます。北見市の場合は留辺蘂町と常呂町と端野町と合併しております、決算説明書を見ると、どうやらそれぞれの町で持っていた社会教育施設などを今もなお持ち続けた形で決算しております。ですので、合併のときに、地域のものを残すという観点の中で、必然的に残さざるを得なかった施設もあって、教育費が多くなっている要素があるのではないかと考えております。

あと、釧路市も高いのですけれども、釧路市につきましては、24年度で言いますと、小学校3校の改築を同時に進めているのと、北見市はカーリング場でしたけれども、釧路市の場合はスケート場の改修を実施しているという要素もあって、教育費が多い市については、そういう部分で押し上げている要素があるのではないかと考えております。

○(教育)総務管理課長

学校教育予算につきましては、正式な調査として他市と比較したものはございませんけれども、本年 4 月ごろに帯広市教育委員会から道内 10 万人以上の市へ照会があったアンケートの結果を参考までにお答えいたします。

小樽市で、平成 25 年度、これは 25 年度当初予算のアンケートでございますけれども、教育費のうち社会教育予算と給与費、建設費などを除いた額を、児童・生徒数で割り返した金額は、小学校で約 10 万円、中学校で約 11 万 5,000 円となっております。他市との比較ですけれども、これはあくまで帯広市教育委員会の調査でありますので、他市の内容を検証できませんことから、参考程度として御承知おきいただきたいと思いますが、道内人口上位 9 市のうち、小樽市は小学校、中学校ともに 6 番目でございます。

○佐々木(秩)委員

施設設備のお金も入っているからということと、児童・生徒 1 人当たりの教育費を比べれば、そこだけ純粋に比べると 6 番目に多いということで、道内の人口 10 万人以上の市の中でほとんど真ん中辺だという御答弁だと思えます。私は、教育費の金額をトップにしろとは思いません。厳しい財政もわかっておりますから、前に教育長がおっしゃった選択と集中も当然必要だと考えています。ただやはり、一つは、子供たちのところにきちんとお金を回してほしいと、予算をできるだけ回してほしいという今後の願い。それと、今こうやって話を伺うと、児童・生徒 1 人当たりの教育費は 6 番目に多い、それから、他市では施設設備などにお金がかかっていると。そうしたら、教育費が 10 市中 9 番目、10 番目と少ない本市で、その中でもお金が使われていないところは、先ほどから話にあります生涯学習のところ、それからスポーツ・文化のところになるのではないかと分析していますけれども、引き算をしていくと自然とそういうふうになるのですが、いかがなのでしょう。

○(教育)総務管理課長

あくまで、私が答弁しましたのは、帯広市教育委員会からの調査でありましたので、はっきりわかりませんが、引用されており、単純な差引きということだけを考えれば、そういう考え方であろうかと思えます。

○佐々木(秩)委員

ぜひ今後とも教育費の部分については、そういう分析の下、市民一人一人の教育にお金をしっかりとかけていただいて、文化・スポーツ面、そして子供の教育をやっていただきたいと思えます。これからも教育環境をしっかりと整えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○教育部長

道内他市との比較については、課長が答弁しましたように、他市の状況をそれぞれ分析するまでには至っておりません。小樽市の教育予算については、年々厳しくなっている一般会計の中で、教育費として必要最小限のものは確保し、さらにそれを、特に小樽市の場合ですと、施設関係が結構古いということもありますので、その部分の修繕を中心にしながらやっていますけれども、正直なかなか手が回らない部分もございます。これについては、やはり優先順位、あるいは教育長が以前から申しております選択と集中という観点で、教育予算の十分な獲得へ向けて、これからも奮闘したいと思います。また、与えられた予算を有効かつ効果的に執行していくことに、これからも心がけていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○佐々木(秩)委員

施設が古いので優先順位を上げて、そこのところはやっていくと、それから、必要最小限という御答弁でしたけれども、日々の教育に係る部分が必要最小限という部分なのでしょう。

○教育部長

具体的に個々どれが必要最小限かどうかについては、捉え方もそれぞれありますので、一つ一つについて話すことはできませんけれども、心がけとしては、日々の教育活動に、特に児童・生徒の教育活動に支障がない部分については確保していくという基本的な姿勢でございます。

○佐々木（秩）委員

必要最小限ということでしたけれども、しっかりとかけるところは集中してお願いしたいと思います。
その意味で、次の質問に入らせていただきます。

◎ICT機器の導入について

小・中学校のICT機器の導入について質問させてください。

文部科学省から、小・中学校の授業で電子黒板やパソコンなどのICT、情報通信技術を活用するようという
ことで、学習指導要領に盛り込んであります。それを受けてだと思えますけれども、北海道教育推進計画の改定版
の中に、情報教育の充実ということで、情報教育設備の整備について、平成29年度までにというめどを示して、提
示用デジタル機器のうち実物投影機、表示用機器を、表示用機器というのは一体型電子黒板、プロジェクター、デ
ジタルテレビのいずれかを指しているのだそうですが、それらを整備している普通教室の、これは特別教室ではな
く、その割合を、小・中学校を合わせて、実物投影機は23年度13.7パーセントの教室に、表示用機器は23年度73.9
パーセントの教室に置かれているのですけれども、それを100パーセントにするというようなものが道教委から示さ
れています。

そこでまず、ICT機器を100パーセントの教室に設置すると言っているものですから、道や国から、小樽市でこ
れを100パーセントにするための何らかの具体的な情報があるのかどうか、それと、そもそもICT機器とは何かと
いうことを説明していただければと思います。

○（教育）総務管理課長

今、委員がおっしゃいました北海道教育推進計画には、実物投影機、平成29年度100パーセントと書いております
けれども、私どもに具体的な通知や話というのは特にございません。このICT機器、情報の機器ですけれども、
小樽市で言いますと、今、主に進めておりますのは、校務用パソコンの配備が大ききなものでございますし、小樽市
では金額が高いので進んでおりませんが、電子黒板などの実物投影機などについては、授業などで活用しまして、
児童・生徒が理解しやすいようという手助けをしてくれるような機器のことかと認識しております。

○佐々木（秩）委員

電子黒板というのは、調べると1台50万円以上する代物で、ホワイトボードのようなものにしたものがそのま
まコピーされて印刷されて出てくる、また、図形などをそこに映すというようなことができる機器だそうです。そ
れほど高いものをすぐに入れるのは難しいと思うのですけれども、話をしました実物投影機がどういうものかとい
いますと、要は机の上に台があって、その上にビデオカメラがついている、そして、その台の上に置いたもの、例
えば手のひらや美術の作品を置いたら、ビデオカメラを通してテレビに大きく映すことができる、拡大して映すこ
とができるという、一見非常にデジタルのようなものですが、使い方としてはアナログな使い方ができるので、ベ
テランの教員、あまりそういうものになじみのない教員でも有効に使えるということで、なかなか人気のある機械
なのです。それを100パーセントということで、値段も私の調べたところだと7万円、もっと安いのもあるというこ
とで、導入しやすいのではないかと思うのですけれども、今、言った、ほかのものはいいです、実物投影機は非常に
有効だと思いますが、いかがでしょうか。もう一つ、ICT機器について、小樽市の小・中学校でどれぐらい導入
されているのか、昨年度あたりの実績がありましたらお聞かせください。

○（教育）総務管理課長

実物投影機ですけれども、市内での配備については、小学校13校、中学校2校の計15校で、学年又は各階ごとで
共有できるように配置しております。直近では本年6月に高島小学校で導入しましたので、学校に電話しまして聞
いてみましたところ、大変利点があって、書写や図工などの時間で、手元の動きを映し出すことで児童が大変理解
しやすい、また、先ほど委員がおっしゃってましたとおり、操作が簡単で機械に強くない教員にも大変好評だと
伺っております。ICT機器の配備状況について実物投影機に限って申し上げましたけれども、あと先ほど申し上

げましたとおり、電子黒板につきましてはほとんど入っていない状況でございます。

○佐々木（秩）委員

実物投影機などについては学校にできるだけ配備を、できたらお願いしたいと思うのですが、それとセットというのですか、学校の普通教室のテレビについては、いまだにブラウン管テレビがほとんどなのです。それも天井からのつり下げ式で、ブラウン管テレビがぶら下がっています。一つは、画面が小さいということです。もう一つは、上から非常に重いものをぶら下げているので、よく話が出ます耐震の非構造部材の関係から言いますと、非常に危険性の大きなものだといつも心配して見えています。何とかこれを、先ほど言った実物投影機とセットで、せっかく実物投影機で映しても、画面が小さければ、現物とほとんど変わらないわけですから見えない、ですから、少しでも大きい画面、軽いテレビを教室に一つずつ設置していただけないのかということをお願いしたいのですけれども、先ほどからも話が出ている、設置して100パーセントにということ道を言っているにもかかわらず、それについて道の予算づけがなく、少し不思議だなと思うのですが、その辺で道から補助金等の対策等はないのかどうか、そして教室のテレビについて、どうにか液晶テレビの配備を進める方法はないのかどうか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

実物投影機につきましては、各学校で液晶プロジェクターを持っておりまして、そういったものを活用しながら大きく映している状況でございます。

あと、耐震の関係といいますが、非構造部材の関係につきましては、今、調査しまして、テレビにつきましても、つり下げているものにつきましては、固定など補強をしたいと考えております。

あと、先ほど委員がおっしゃいました、道教委で平成29年度に100パーセントを目指している、予算づけといった措置がないということでございますけれども、それにつきましては、よく調べてみたり、聞いてみたりしまして、再度確認いたしますが、要望する機会がありましたら要望もしてまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

耐震の補強を今、全部のテレビにしても、いずれブラウン管テレビはかえなければなりませんから、その手間もお金も全部無駄になるわけですから、できたらかえるほうを優先していただければと要望します。

◎学校給食について

次に、代表質問でも取り上げさせていただきました学校給食の関係の中で、米飯給食について質問させていただきます。

学校における米飯給食の推進について文部科学省から通知があるようです。その内容について示していただきたいと思えます。

○（教育）学校給食センター副所長

平成21年3月31日付けで、文部科学省より、学校における米飯給食の推進についてという通知が出されております。その内容としましては、日本や世界の食糧をめぐる状況が大きく変化していることや、食の安全・安心の確保、食料自給率の向上や環境への配慮などの観点も勘案し、米飯給食の実施が19年度に全国平均で週3回になったことを踏まえ、米飯給食の推進については、週3回以上を目標として推進するものとしております。

○佐々木（秩）委員

今ありましたように、文部科学省からも理由を示して、そのような通知が出ております。それについての市教委としての見解はいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

米飯給食の推進につきましては、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土への関心を深めることなどの教育的意義や、米消費拡大の観点から推進が図られてきたものと思われまます。小樽市教委の考え方としましては、まさにそのような認識でおりますが、現在、小樽市の米飯給食につき

ましては、月曜日と木曜日の週 2 回の実施となっております。全国平均が週 3 回という状況も踏まえたと、今後、回数を増やすことも検討していかねばならないものと考えますが、回数の増加に伴い、小樽市の一般会計の負担も増えるという課題もございます。学校給食センターの建設や稼働に伴い、多額の費用がかかっている状況でもございますので、今後、施設経費のスリム化を図っていきながら、回数の増加について検討、研究してまいりたいと考えております。

○佐々木（秩）委員

早速、回数を増やすことを検討していただけると、ただ、困難な点が伴うと聞きましたけれども、なぜ本市では米飯給食の回数がほかのところと比べて、全国、全道に比べて少ないのか、その理由はどうなっていますか。

○（教育）学校給食センター副所長

米飯給食につきましては、平成23年11月策定の、このたびの学校給食センター建設にかかわる新・学校給食共同調理場整備方針の中で、週2.5回を目指すこととしておりましたが、先ほど答弁させていただいたとおり、学校給食センターの建設や稼働に伴い多額の費用がかかっている状況でもございますので、回数の増加については、他都市と比較して少ない状況にあったと認識しております。

○佐々木（秩）委員

そうしたら、ほかの週 3 回、4 回というところは、お金をかけてでもやっているということなのですね。本市ではお金がないので、お金がかけられないから週 2 回だと、2.5 回にすることができないと押さえていいでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現状ではそのように認識しております。

○佐々木（秩）委員

それでは、そのお金の違いがどこにあるのかを聞かせていただきたいのですが、学校給食の主食は現在、パン、米飯、それから麺も新しくなってからも週に 1 回出ていると思うのですが、麺はいろいろな種類があるので外しまして、パンと米飯の 1 食当たりの単価の違いとその内訳についてお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

パンと米飯の単価の違いでございますけれども、まずパンにつきましては、私会計である学校給食会計における負担が 1 食当たり 68.4 円でございます。米飯につきましては、同じく給食会計の負担が 1 食当たり 65.58 円ですが、このほかに米飯用食器の洗浄料と食器の輸送料が小樽市の一般会計の負担となりまして、1 食当たり 63.26 円かかっております。合計、米飯につきましては、128.8 円の負担となっております。

○佐々木（秩）委員

米飯については、要は食器の洗浄委託と食器の輸送業務委託で金額が倍になっていると、外部に米飯を委託することによって、そういう状態になっているということですね。食器の洗浄と輸送を外部に委託するという状態なのですけれども、年間で、例えば昨年度で、合計すると幾らかかっているのでしょうか、小樽市が支出している分。

○（教育）学校給食センター副所長

食器の洗浄委託料が約 3,500 万円、食器の輸送の委託料が約 680 万円となっております。

○佐々木（秩）委員

例えば、先ほどから話が出ていました、米飯給食を週 2.5 回とした場合、どれぐらいの増が考えられるでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

米飯給食を週 2.5 回に増やした場合ですけれども、洗浄の委託料で約 500 万円、輸送の委託料で約 100 万円の増額が見込まれております。

○佐々木（秩）委員

聞いていて疑問が出てくるのですけれども、学校給食センターをつくりました、そのときに、今まではその分が

かかっている、ましてや外部に委託したときにこれだけのお金がかかっている、であれば、学校給食センターをつくるときに、御飯を炊くのも、センターで一緒に炊くという方法をとれば、この部分はゼロ円で、パンと御飯が同じ金額になるということになったと思うのですが、そうしなかったのはなぜでしょうか。

○(教育) 学校給食センター副所長

今、委員がおっしゃったように、米飯を例えば直営で炊飯した場合、釜を今より10釜多くしなければならない、あと、米飯食器関係の洗浄ラインを新たに設けなければならない、それから、米飯食器の消毒保管庫を新たに設けなければならないというふうに、施設が非常に大きくなると見込まれますので、そのような部分につきましては、現状のスペース上、困難かと考えております。

○佐々木(秩) 委員

そうしたスペース、それから設備、建設費によって結局、建設費の増になると、それから人件費も増えるということですが、これと委託料との比較というか、試算というか、それはされたのでしょうか。

○(教育) 学校給食センター副所長

実際に直営でやった場合の人件費等のコストについては、試算はしておりませんが、例えば機械を入れた場合どれぐらいになるのかという試算はございます。洗浄機のラインを1本増やすことで約5,000万円、消毒保管庫で約2,000万円と試算しております。このほかに電気代、ガス代のランニングコストがかなりかさんでくるかと思っております。

○佐々木(秩) 委員

先ほど、食器の洗浄料、輸送料で年間幾らの支出かという質問に対して、たしか3,500万円と680万円という御答弁でした。今の御答弁を単純に聞いていますと、すぐに元が取れるのではないかと聞いていました。要はその分を、これ以上言っても、もう学校給食センターはできてしまっているものですから、仕方がないと思いますので、やめますけれども、できたらその辺はもう少しお考えの上でやっていただければよかったですのではないかと、今になって聞いて思うのです。というのは、以前、今回導入されたPEN食器ではなく、強化磁器の導入をお願いしていたときに聞いたときには、強化磁器については、まだ使っていますと、新しいラインに入れると割れてしまうので使えないので、今、委託して外部で手洗いをしていますと聞いていたものですから、いずれ強化磁器が全て割れて自然になくなったときには、全てPEN食器になったら、今ある洗浄機で御飯茶わんも洗えるようになって、少なくとも御飯茶わんは洗浄を委託しなくて済むのだと、学校給食センターで一遍にやるのだなと思ったのです。それは違ったということですね。このままずっと、強化磁器がなくなっても、PEN食器に全部入れ替わっても、洗浄は委託に出すということでしょうか。

○(教育) 学校給食センター副所長

現状の洗浄機の能力等を考えましても、たとえPEN食器に全て切り替わったとしても、学校給食センターで時間内に洗浄しきことは不可能ですので、外部委託は継続していく予定でございます。

○佐々木(秩) 委員

そのところについては、例えば児童・生徒数がこの後、減ることが予想されているわけで、そうしたときに、その洗浄について、ずっと委託に出すということに固まらないで、学校給食センターで自前で洗ったほうが、多少人件費を払っても、多少殺菌のスペースを確保しても安く済むかもしれませんので、ぜひ試算して対応してほしいと、そして、その余裕がきちんとできる、有効にその余裕を使って米飯給食の週2.5回、3回というところを確保できるように、この後、検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○(教育) 学校給食センター副所長

回数が少ないことは十分認識しております。今後の推移等も見ながら、また、費用等のスリム化も図りながら、回数を増やす方向について、研究は続けてまいりたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

よろしく申し上げます。

最後に、米飯給食なのですが、児童・生徒からもよく聞きますけれども、札幌市の給食では、まぜ御飯やチャーハン、ピラフが出てきて、非常においしくて、そのときは残食がかなり減ると聞いています。なぜ小樽市ではできないのか、そういうものが出てこないのだろうかという単純な話がよく聞こえてくるのですが、そういうことについてはいかがでしょうか。このまま委託だと難しいのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

炊き込み御飯ということで、平成24年度に1度実施しました。その際、児童・生徒の皆様からは、大変おいしかったという声をいただいております。よって、今年度は1学期に既に1回炊き込み御飯を提供しましたけれども、今後2回、合計3回の提供を予定しております。

○佐々木（秩）委員

今後もよろしく申し上げます。

続けて、同じく給食関係なのですが、栄養教諭について伺います。

小・中学校に配置されている栄養教諭について、昨年度の配置状況と、栄養教諭というのはあまり聞きなれない教諭名であるものですから、その役割や職務の内容についてお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

本市の栄養教諭の平成24年度の配置でございますが、オタモイ共同調理場に長橋小学校所属が1名、新光共同調理場には朝里中学校所属が1名、望洋台小学校所属が1名、合計3名の配置となっております。

また、栄養教諭の役割でございますが、学校の教科時間での食に関する指導といったものが主な役割になるかと思えます。兼務先といたしましては、共同調理場での学校給食の管理業務が大きな役割でございます。学校での指導の実績でございますけれども、平成24年度は、小学校11校で50回、中学校4校で9回、食に関する指導を行っております。

○佐々木（秩）委員

食育のところで、小樽市食育推進計画との関係では、どのような活動をされているのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

こちらにつきましては、食育授業ということで、学校での児童・生徒への指導が役割かと考えております。食育授業の内容でございますけれども、学校では、栄養素についての講義や、成長期の食事やバランスのよい食事など日々の食事の大切さについての講義、そのほかには調理実習の指導となっております。

○佐々木（秩）委員

そういう授業をやった児童・生徒の反応について、例えばその後、残食が減った、食べ物についての知識が深まったといった反応があればお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

こういった授業の成果でございますけれども、学校からは、食べ物の大切さや、食と健康のかかわりなど、丈夫な体づくりにおける食の重要性について学ぶことができたと聞いております。また、実際に授業を受けた児童・生徒からは、朝御飯が毎日の生活のリズムをつくることや食事を残さず食べることの大切さなどを学ぶことができた感想をいただいております。

○佐々木（秩）委員

食の安全についても、特にこういう分野では大事なことだと思うのですが、そういう分野についての学習は進んでいるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現状では、今、述べたような栄養素についての講義等が中心になっております。

○佐々木（秩）委員

今後も栄養教諭の皆さんの活躍は大事になってくると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後に、全道的に、全国でも、学校栄養職員とともに複数の職場を、今も聞いたように、例えば長橋小学校とオタモイ共同調理場というふうに戻っていらっしゃるということで、超勤や多忙化の実態が非常にあるのだと聞いています。本市で、栄養教諭の皆さんはそういう状況にないのでしょうか。もしあるならば、改善をお願いしたいのですけれども、その点についてお聞きして終わります。

○（教育）学校給食センター副所長

超勤過多になっている状況にはごさいませんが、現状では学校給食センターが稼働直後ということもあり、学校給食の管理業務に多くの時間をとられております。また、以前は、新光共同調理場に2名、オタモイ共同調理場に1名と、栄養教諭が分散しておりましたけれども、学校給食センターに一本化されて、3名が1か所に集中して今、配置されておりますので、今後は学校給食センターでの業務と学校での食育授業をこの3名が交代で効率よくとり行うことで、業務が過大にならないように配慮してまいりたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎認知症対策について

まず、認知症対策についてお尋ねいたします。

第3回定例会の一般質問でも認知症について触れたわけですが、時間の関係で触れられなかったところもありますので、平成24年度決算が議題ですので、それに絡めて何点かお聞きしていきます。

認知症の人を支える家族の会がございまして、市でもこの家族の会の活動は把握しているのだらうと思うのですが、おととい、市の総合福祉センターで、認知症の人を支える家族の会主催の講習会がありました。途中からだったので、その会に出席させていただいて、かつ、それが終了した後、その会の方々と意見交換をする機会がありました。そこで、その会の方々の考え方といいますか、これからやろうとしていること、さらに小樽市にお願いしたいことも何点かお聞きしてきました。そういう活動を応援するというか、それもまた市の立場としては大変重要だらうと思いますので、この辺について聞いていきます。

まず、この会の24年度の活動実績、その前からでもいいのですけれども、どのように押さえているのでしょうか。この会の概要を聞かせていただきたいのです。いつ設立されたのか、そして会の設立の目的、現在、会員数はどれくらいいるのか、その辺からお聞きします。

○（医療保険）介護保険課長

認知症の人を支える家族の会の目的についてでございますが、認知症の人を支える家族との交流を通じて認知症の人への理解を深め、認知症の人とその家族への援助と福祉の向上を図ることを目的としておりまして、会則を見ますと、昭和62年に会則ができておりますので、恐らく会の発足も62年ではないかと推測しております。それと、会員については、個人会員が95名、法人会員が34名、予算の規模としては30万円前後となっております。あと、活動内容としましては、委員が出席された研修会を年1回開催し、2か月に1回認知症の方の相談を受けている、これを総合福祉センターで2か月に1回開催しております。それと、全道大会への出席、あと新年交礼会等の事業を実施していると聞いております。

○中村委員

今後予測されるのは、認知症の方がどんどん増えていくだろうと。特に、団塊の世代が65歳へ差しかかかっていて、これからさらに急増していくということが予想されるわけです。昨年の段階で、認知症の高齢者が六千数百人いて、その予備軍が五千五、六百人いるということで、さらに急増していくことが考えられて、徘徊の対応や見守りなどについて、いろいろと一般質問でもお聞きしましたがけれども、その対策を考えなければいけません。しかし、いろいろな条件もあって、なかなか病院や施設だけでは追いつかないということもあって、この後の受入れ態勢ということを考えていく場合に、認知症の人を支える家族の会といった人たちの力をさらに引き出すというか、そういう対応がやはりどうしても必要になってくるのだろうと思うのです。

それで、この会の方々のこれからやりたいことや市に対する要望もお聞きしてきましたので、この辺を伝えておきたいと思います。この会の方々は、今、自分たちの集まれるような拠点を持っていません。できれば、今後、そういう場所を持ちたいと。一度だけ、花園の旧消防署、庄坊番屋の向かい側の場所を紹介されたのだけれども、いろいろ条件が合わずに、そこは断念しております。できれば、みんなの集まりやすい場所、市街地でそういった拠点をつくって、そこで認知症の方、あるいはその家族の方、あるいは商店街のまちの一般市民の方々も自由に入出りできるような、そして情報交換もできるような、そういう場所を求めています。ただ、おっしゃったように年間予算が30万円ということですので、自分たちの活動の予算だけでは、そういう場所をなかなか持てない。市街地の空き店舗はどうなのですかと水を向けたのですけれども、やはり経費の面で、なかなかそこまでいけないのだということで、できれば、そういった経費ができるだけかからない、かつ効果的な場所で拠点を持てればということをおっしゃってありました。そういう希望を持っています。

まず、その点について、間に入って、市の協力もいただけるような形で何かいい考えがあればということで、伝えてまいしょうということで、その話を引き取ってきたのですけれども、これに対して市として何か考えること、あるいはこれなら協力できそうだと思うようなことはないでしょうか。

○委員長

中村委員、委員長から一言申し上げます。決算特別委員会の趣旨を十分に御理解いただいて、その趣旨に沿った御質問をお願いします。ただいまの御質問の内容は、予算特別委員会若しくは所管の常任委員会で質問されるのがふさわしいと理解しておりますので、今後ともどうぞ御協力をお願いします。

ただいまの御質問にお答えできる方はいらっしゃいますか。

○（医療保険）介護保険課長

今、認知症の人を支える家族の会の拠点が重要だという御意見をいただきましたが、実は、昨年5月に、認知症の人を支える家族の会の全道大会が小樽市で開催されまして、そのときに、事務局がやはり必要だということで、拠点を市役所内部でもいろいろと探してみたのですけれども、あきなかったという状況でございます。その後、今、委員がおっしゃったように、本年6月に、旧中部地域包括支援センターに入居するのはどうかということで会と検討しましたが、部屋が大きすぎるということと、2階ということで階段があるという構造の問題もありまして、実現には至らなかったということでございます。

全道の主要都市を見ましても、認知症の人の家族の会というのは、例えば社会福祉協議会や福祉センターに事務局を設けている市もありますので、今後、小樽市としても、認知症対策が第6期介護保険事業計画の重点項目にもなっておりますので、その辺は引き続き、家族の会の事務局と検討していきたいと考えております。

○中村委員

委員長の指摘もありますし、今、伝えましたので、できるだけ力になっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

その方からもう一点あるのです。これは教育委員会に対してです。これまでの教育の中でそういう場面があった

のではないかと思いますのですけれども、認知症の人を支える家族の会の方々からも、教育の中でそういうことに触れるような場面をぜひ持っていただきたいと、子供たちの認知症対策の認識をもっと深めて、大人になったときに、自分の祖父母や両親が認知症になる、あるいは周りで認知症の方が増えていく可能性がある中で、子供のうちからそういうことに認識を持っていただければということを考えておまして、今のところ教育委員会とは直接接点はないようで、あるとすれば、会が間に入って、これまでであったのではないかと思いますので、できれば教育委員会と話をさせていただきたいと、直接意見交換をしてみたいということは言っていました。ですので、その辺を検討していただければと思います。その点についてお考えをお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室長

ただいま御質問がございました認知症への理解や子供たちの知識という部分ですけれども、これまでも各学校で、福祉教育の一環ということで老人ホームを訪問したりして、さまざまな福祉へのボランティア活動といったものに取り組んでいる学校もございます。ただ、これはあくまでも各学校の教育課程でございまして、それぞれの学校のさまざまな事情もございます。そういう面から、可能な範囲でということでお考えいただければと思います。

○中村委員

直接そういう機会を設けていただければということをおっしゃっていましたので、まずその件はぜひお願いしておきます。

認知症に関しては、会の方々の年齢もお見受けしましたけれども、会を引っ張っている方々の年代については、団塊の世代の方が多くはないかという感じがしました。この間の北海道新聞の記事にもありましたけれども、その辺が今後の一つのポイントではないかと思えます。団塊の世代の方は今65歳ぐらいに差しかかっているわけですけれども、今70歳あるいは人生90年という時代ですので、その世代の力をうまく引き出していき、あるいはリーダーシップをとってもらおうというようなことも、事業を進める中でひとつぜひ考えていただきたいと思えます。

認知症に関しましては、これくらいにしまして、次に、市民後見人について質問いたします。

◎市民後見人について

これについては昨年第4回定例会で触れました。あのとき、何点か今後の考え方などをお聞きしたのですが、その後について、まず昨年第4回定例会以降、小樽・北しりべし成年後見センターの状況について、年度末の受任件数、相談件数、その辺について数字を示していただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

小樽・北しりべし成年後見センターで受任しました件数でございますけれども、昨年第4回定例会で10月末の数字を29件と伝えましたが、3月末では31件となっております。それから、相談件数につきましては、10月末の数字で212件と答弁しましたが、124件増えまして、最終的には3月末で336件となっております。

○中村委員

年々増えているのかなと思っておりましたけれども、最初、立ち上がったときに数が多かったんですね。それから相談件数でいきますと、平成22年度が498件、23年度が420件で、24年度が336件です。今、落ちついてきているように見えます。ただ、受任件数なのですけれども、22年度が19件、23年度が31件、そして24年度が、お聞きしますと31件ということですので、受任件数は増えているということなのです。今後のことを考えますとさらに認知症の方が増えていく中で、いつか相談件数は落ちついていきますけれども、これからまたさらに増えていくのではないかと、受任件数も含めてそういう感じがしているのですが、その辺の今後の見通しはどうか、どのように想定しておりますか。ちなみに、今年度の件数を現時点で、あるいは見込み件数というのを把握していたら、ついでにお聞かせいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

まず、委員がおっしゃいました受任件数でございますけれども、年度末の件数でございます、例えば平成22年

度であれば18件、23年度であれば31件という数字をおっしゃっていましたが、これは最終的な年度末の数字ですので、それぞれ新たに22年度に18件、23年度に31件ということではございません。最終的に小樽・北しりべし成年後見センターで受任している数が24年度末で31件ということでございます。直近の数字といたしましては、25年8月末現在で押さえておりますけれども、32件となっております。

今後の見込みでございますけれども、特に認知症高齢者の数が年々増加することは間違いないことでございますので、件数としては増えていくものと、どれくらい増えていくかは予想できませんが、数件程度、毎年増えていくものではないかと考えております。

○中村委員

相談と受任の件数についてはそういう経緯ですね。数字はわかりました。

そういうことにあわせて、これまで事業として市民後見人を養成してきているわけです。その登録状況なのですが、平成24年度で何名になってますか。

○（福祉）地域福祉課長

平成24年度当初では29名でしたけれども、24年度中に国の補助金を活用しまして、新たな市民後見人を増やすべく養成講座を実施しました。その結果、20名新たな登録者が増えましたので、24年度末、現在と同じ数字なのですが、49名の市民後見人が登録されております。

○中村委員

養成講座をこれまでやってきたと思うのですが、平成25年度はこの事業をストップしています。その理由はどうかというところにありますか。

○（福祉）地域福祉課長

新たな市民後見人を登録するための講座は平成24年度限りでございますけれども、25年度は、登録している49名の方のスキルアップを図るべく、フォローアップ講座というものを開催しております。

○中村委員

養成講座はやっていないということですね。フォローアップ講座ということでやっているということですね。その辺は、受任件数と市民後見人の登録人数のバランスのことだろうと思うのです。その辺が今のところほどほどにいいところにあるということで、養成講座を見送っていると捉えてよろしいでしょうか。

かつ、今のところはいいですけども、この後またさらに受任件数などが増えていくと思われるわけですが、その辺のバランスなのですけれども、例えば件数に対して後見人何人ぐらいが適当なのだと、バランス上はいいのだと押さえているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

受任件数と市民後見人の人数のバランスについてでございますけれども、このバランスを保つために、今、新たな後見人登録に向けての事業を行っていないということではございません。平成24年度当初に登録していた29名ですけれども、この29名全員が市民後見人としての仕事に100パーセント力を発揮しているかというのと、そうではございません。10名ほどは日中に仕事があるので、思うように後見業務をできなかつたりしており、この29名すらもまだ市民後見人としての技術を持っているわけではございません。それプラス新たな20名ですので、これから必要になってくるのは間違いありませんけれども、現在登録している49名の技術を磨くことが先であろうということで、今、新たな登録に向けての事業は行っておりません。受任件数に対して何人の市民後見人が必要かというのは、後見人それぞれの個々の技術力もございますので、一概には何人必要なのか申し上げることは難しいかと思えます。

○中村委員

今後、市民後見人をさらにスキルアップしていくということだろうと思うのですが、それも一つだと思うのですが、フォローアップ講座の内容について、簡単でいいです、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

それについては、今、手元に資料がございませんけれども、まずは法律的な勉強です。制度の法律的な理解について、弁護士や社会福祉士を講師にして勉強する講座、あるいは実際に専門職が行っている後見業務に随行しまして、実際の後見業務を体験してもらった講座といったものでございます。

○中村委員

1 点心配な点があります。9 月の北海道新聞の朝刊に載っていた記事ですけれども、これも全国的な問題ですが、弁護士、司法書士を含む後見人が被後見人の財産を不正に流用して、その額が何十億円に上っているという報道がありました。小樽で、この種の問題というのか、小樽・北しりべし成年後見センターでは大丈夫なのでしょう。法人後見、それから個人後見という考え方もありますけれども、小樽のこの種の問題に関する状況を報告してください。

○（福祉）地域福祉課長

小樽・北しりべし成年後見センターの金銭管理の状況でございますけれども、個人資産が高額の場合は、一応定期預金にしまして、その通帳は金融機関の貸金庫に預けるという方法をとっています。日常使うお金は残しているわけでございますけれども、それについても、普通預金の通帳になりますが、1 人ではなく複数の職員で管理する仕組みをとっておりますので、金銭管理については万全の体制をとっているということでございます。

○中村委員

小樽・北しりべし成年後見センターではそういうトラブルはないと見ていいですね、法人後見。

個人後見でそういう問題が小樽ではあったのだという情報はないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市内で後見人が横領等の不正をしたということは聞いておりません。

○中村委員

いずれにしてもそういうトラブルがないように、小樽はそれだけシステム上、全国の先端を走っているのかなと思いますので、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。

小樽・北しりべし成年後見センターの件はこれくらいにして、次に、防災の質問に移ります。

◎防災について

一昨年の中日本大震災、津波があつてから 2 年半ほど経過しているのですけれども、今年の春に、道の調査の結果が報告されました。ハザードマップについては、当初の説明では、小樽市で配ったハザードマップに道のものを重ね合わせて新たなものを出すと聞いていたのですけれども、道の調査で津波や洪水の痕跡が新たに見つからなかったということで、予定が少し変わったのではないかと思います。そういうこともあつてか、市内の防災あるいは津波に対する避難場所などに、各地域、町会で取り組んでいるのだらうと思うのですけれども、避難場所を決めて、避難経路を自分たちで決めて、そして避難訓練をするところまでなかなか進んでいないように感じるのは。市は海岸沿いの町会にハザードマップを配りました。その町会の数はどれくらいあったのですか。

○（総務）沢田主幹

町会の数でございますけれども、ただいま押さえておりません。ただ、ハザードマップで想定される浸水想定区域の町会プラス、その背後、影響があるところ、裏に配っております。浸水想定区域には全戸配布しております。

○中村委員

配った町会数は今わからないということですが、避難場所を決め、避難路を決めて、そして避難訓練までやった町会はどれくらいあつて、どの町会なのですか。

○（総務）沢田主幹

避難訓練の実施状況でございますけれども、平成 24 年度は、高島町会、祝津町会、蘭島町会、銭函連合町会、東

小樽町会となっております。

○中村委員

小樽市は海岸沿いにずっと、ウナギの寝床のように長いまちだと思うので、避難訓練をすべき町会はまだまだあるのだらうと思うのですけれども、その辺の進捗状況について、市ではどのように捉えていらっしゃいますか。

また、先ほど、ハザードマップは、海岸沿いの町会だけではなく、その背後というか、さらに隣接する町会にも、各個宅にまで配布しているということでした。訓練としては、小樽市の新しい防災体制を構築するのだということも市長の公約であろうかと思うのですけれども、海岸沿いの単町会の訓練だけではやはり済まないだらうし、周囲の町会の区域あるいはより高いところへ逃げますから、その高いところにある町会とも当然連携しなければならない、広域で連携しなければならない、なおかつ、そういう訓練をするところまでいかなければならない、さらに言いますと、例えば全市的に防災の本部を想定して、一度は全市を挙げた訓練までやっておかなければいけないのではないかと思うのです。その進捗状況について、現時点でどのように考えているのか、今後どういう体制で進めていくつもりなのか、その辺をお示しく下さい。

○（総務）沢田主幹

訓練の進捗状況などがございますけれども、私どもは対象地域の町会に、訓練をやりませんか、やっってくださいという話はしております。そういう中で、ではやりましょうと、そういう部分で昨年度、4町会と連合町会の5町会が実施したところでございます。そういう中で、今年度につきましては、昨年度実施した3町会、プラス新たに3町会が実施することとなっております。そういう中で、今後どのようなことで進めるかについてでございますけれども、小さい町会、まちの中、色内地区など、そういう部分について、どのような形で避難訓練ができるか考えた中で、その町会にどのような訓練ができるか当たっていきたいと思います。ただ、全市を挙げてとなれば、海岸線プラス山まででございますので、それが必要なものかどうかにつきましては、今は判断しかねる状況にございます。

○中村委員

できればそういうところまで想定して、市民の防災意識を高めて取り組んでいただきたいと思うのです。今、地震と津波のことを聞いてきましたけれども、当然、泊原発の問題もあります。やはりそれも広域で考えていかなければいけません。古平町からも避難者が来る、地震や津波があれば、原発の問題も抱き合わせで、そういう問題が起きてくる可能性がありますので、かなり複雑で難しい想定をしなければいけないということになるかと思えます。

また、先日の、これもまた北海道新聞の記事だったと思えますけれども、道の調査では津波の痕跡は新たに見つかっていないということでしたが、沿海州で学者が調査した結果、その痕跡が見つかっているのです。それから推測すると、日本海沿岸でも恐らく繰り返し地震があり、津波があったのではないかと、ただ、人の手がかなり加わっているのです、今、日本海側では、北海道でも痕跡が見つかっていないのではないかと思うのです。これについては、今後もまた国の調査もあろうかと思えますので、その調査結果に私どもは注意を払っていかねばいけないと思います。決して安心できるような状況ではないと、安心してはいけないうるのです。

考えてみると、日本列島はもともと大陸と地続きであったという学者の研究もあります。地続きだったものが、今、日本海というこれだけ大きな海が横たわっているわけですが、こういう状況になるまで、地震もなく、大規模な地殻変動もなく地続きであったのに、これだけの海が横たわっている状況になるはずがないのであって、やはりその間にはかなり大規模な地殻変動などいろいろなことがあったのだらうということが想定されるわけですが、その辺は学者の調査などにもある程度期待するというので、ただその備えだけはしっかりと持って、なかなか進まない訓練などについては、やはり市も強力に働きかけていくということで、やっていただきたいと思うのです。それをお願いして、次の質問へ移ります。

◎市立病院における後志地域の患者獲得について

次に、市立病院における後志地域の患者獲得についてですが、先日、小樽市立病院経営改革評価委員会に出席させていただいて、その中で、新しい病院として、新しい患者をさらに獲得していくためには、やはり後志方面ということの資料を拝見しましたし、そういう意見も出ておりました。これまで後志への患者獲得のための働きかけについてどのような取組をしてきたのか、できれば過去 5 年間ぐらいで御答弁をお願いしたいのですが、可能な範囲で結構です、そこからまず聞いていきたいと思います。

○（経営管理）管理課長

後志地域からの患者数の推移について答弁します。

電子カルテが導入されまして地域別に計測できるのが平成23年度からになりますので、2か年で報告いたします。

平成23年度におきましては、小樽病院と医療センターの両院を合わせまして、延べ患者数が4万7,953名になっておりまして、全体の延べ患者数のうち15.6パーセントになっております。24年度におきましては、同じく両院を合わせて4万2,392人で、全体の14.8パーセントになっておりまして、対前年度比較では、延べ人数では5,561人減り、割合では0.8パーセント減っております。

○中村委員

今後、新しい病院になって、後志にどのような感じでアピールしていくのか、札幌方面からということもできればやってほしいですが、かなり厳しいかなと思います。小樽地域、そして後志からの患者獲得はやはり頑張っていたいただきたいと思うのですが、今後どのようにアピールしていくのか、この点を聞いて終わります。

○経営管理部田宮次長

後志地域からの患者獲得について、その対応策なのですが、今も地域医療連携室を設置しまして、地域連携の強化を図っているところではありますが、管内の医師を対象としました講演や症例報告会、あるいは各医療機関の地域医療連携担当者を対象としました連絡会を開催するなど、さらに地域医療連携の強化を図ってまいりたいと思っておりますし、広報関係では、両院合同で広報誌の発行やホームページの開設をしておりますので、さらに新市立病院でのいろいろな新しい機能等、病院のPRを行ってまいりたいと考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。